

議事日程(第4号)

平成25年12月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第23号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第4 議案第73号 不動産の取得について
- 日程第5 議案第74号 由布市狭霧台園地条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第7 議案第76号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第77号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第78号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第10 議案第79号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第80号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第81号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第82号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第83号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第84号 由布市長期滞在施設(奥江休暇村センター)の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第85号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第86号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第87号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第88号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第89号 由布市土地開発公社定款の一部変更について
- 日程第21 議案第90号 平成25年度由布市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第91号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第92号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第93号 平成25年度由布市水道事業会計補正予算(第1号)

追加日程

日程第1 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 報告第22号 専決処分の報告について

日程第3 報告第23号 例月出納検査の結果に関する報告について

日程第4 議案第73号 不動産の取得について

日程第5 議案第74号 由布市狭霧台園地条例の制定について

日程第6 議案第75号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について

日程第7 議案第76号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第8 議案第77号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第78号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について

日程第10 議案第79号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第80号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第81号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第82号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第14 議案第83号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について

日程第15 議案第84号 由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定について

日程第16 議案第85号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について

日程第17 議案第86号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について

日程第18 議案第87号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について

日程第19 議案第88号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について

日程第20 議案第89号 由布市土地開発公社定款の一部変更について

日程第21 議案第90号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）

日程第22 議案第91号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第92号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 議案第93号 平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

日程第1 請願・陳情について

出席議員（21名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 渕野けさ子君	16番 太田 正美君
17番 佐藤 人已君	19番 利光 直人君
20番 生野 征平君	21番 佐藤 正君
22番 工藤 安雄君	

欠席議員（1名）

18番 田中真理子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	相馬 尊重君
総務課長 ……………	麻生 正義君	財政課長 ……………	梅尾 英俊君
総合政策課長 ……………	溝口 隆信君	人事職員課長 ……………	森山 金次君
防災安全課長 ……………	御手洗祐次君	契約管理課長 ……………	安部 悦三君
監査・選管事務局長 ……………	衛藤 公治君	会計管理者 ……………	工藤 敏君
産業建設部長 ……………	工藤 敏文君	農政課長 ……………	平松 康典君
建設課長 ……………	生野 重雄君	水道課長 ……………	友永 善晴君

都市・景観推進課長	……	江藤 修一君	健康福祉事務所長	………	衛藤 哲雄君
福祉対策課長	………	伊藤 博通君	子育て支援課長	………	小野 啓典君
小松寮長	………	一法師恵樹君	健康増進課長	………	河野 尚登君
環境商工観光部長	………	平井 俊文君	環境課長	………	森山 徳章君
商工観光課長	………	佐藤 眞二君	挾間振興局長	………	柚野 武裕君
庄内振興局長	………	麻生 宗俊君	庄内地域振興課長	………	曾根崎秀一君
湯布院振興局長	………	足利 良温君	教育次長	………	日野 正彦君
教育総務課長	………	安倍 文弘君	学校教育課長	………	松田 伸夫君
消防長	………	大久保一彦君	消防本部総務課長	………	大久保 篤君
選挙管理委員長	………	浦松 辰信君			

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしく願います。

ただいまの出席議員数は20人です。田中真理子議員、佐藤友信議員から所用のため欠席届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び選挙管理委員長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（工藤 安雄君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また、節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可いたします。

まず、5番、鷺野弘一君の質問を許します。鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） おはようございます。いつも15時の指定された男が、きょうは1番の場所にあり、大変時間的に場違いの場所にいるんじゃないかというふうに思っておりますが、まず1番ということで頭がさえるように、けさは4時半に目を覚まして、そしてテレビを見ておると、本日の占いで私のちょうど星座のところ「小さなことからこつこつ進めて」と出まして、大変びっくりしております。私の座右の銘が「小さなことからこつこつと、市民のために頑張る」というのが私の座右の銘でありますので、大変きょうは私にとって運のいい

日ではないかというふうに思って、この場に出てまいりました。ひとつまた、よろしく願いいたします。

また、市長におかれましては、今回3選目の選挙当選大変おめでとうございます。同じ町の出身者といたしまして、大変うれしく、また誇りに思っております。どうぞこの4年間頑張っていたきたいというふうに思っております。

また、今回市長が通られたことで本庁機能が充実する、本庁合併、本庁舎方式というふうなのが確実にになったというふうに私これで思っておりますが、今回の本庁舎におきましては、本庁舎機能の充実をということで、未曾有の災害があった場合でも、やはり安全な高台の市役所で、人が集まって対応ができる場所がやっぱりあそこしかないというふうに思っております。

また、今回の合併を機に部長制度の廃止というか部長の人数廃止により、私はその浮いた人数だけでも考えてみると予算が出るのではないかというふうに思っております。ぜひとも、これから先に交付税が下がってくるという中において、今の時期しかないと、本庁舎を建てかえるのは今の時期しかないとというふうに私は思っております。いいチャンスだと思っておりますので、ぜひとも市民のためになる、また本機能が完璧にそろった、ただ単にもう時期が来ているから設計を出しますじゃなくて、やはり徹底した機能を持てる市役所づくりをしていただきたいというふうに思っております。

また、私も今回当選しまして、市民と私また後援会等と話をする中において、市長がこの8年間見てる中で、農業問題、この第1次産業において、大変力の入れが足りないのではないかと、もう少し真剣にするように言ってくれというふうにいつも言われておりますので、この場をお借りして市長、ひとつお願いしたいというふうに思っております。

特に由布市の農業は、今何も目立つものはないというのが今の実態ではないかというふうに思っております。由布市に行って由布市の農業で何があると言われたときに、これは作物は何がありますとかいう胸を張って言えるものが本当にあるのかと言われたときに、ないと思います。由布市イコール丸々の商品が特産品だというように言えるような商品づくりをしていただきたい。

それには、やはりよそにはない商品を早く見つけて、それを基幹作物としなければいけない。じゃ、今の市でそういうふうな作物を持ってきたときに、何ができるのかと言われても何もない、商品を見つけに行く、誰が見つけてくる、見つける人間もいない。また、それを真剣に栽培し、実験してくれる農家がどこにいるかと、今の市役所が頼んでどこの農家がいるかというふうなときに、市長、あなたの知っている方の中におるかということも一つ考えていただきたい。

私は今回ここに来て、やはり由布市の基幹作物は何であるかという物づくりを、やっぱりあなたに真剣にしてほしいというふうに言われてきておりますので、ぜひともこれは耳を傾けていただきたいというふうに思っております。

また、現在T P Pにおいても、交渉はまだ今難航している状況であります。また、生産調整の廃止、減反、これは廃止になりますけれども、もう減反の廃止といっても農協自体、これをもう捨てているような現状の状況の中で、何をするのか私にははっきり見えない。その中において今しなければいけないのは、4町以上の農家、4ヘクタール以上の栽培する農家のやっぱり確立を今ここで進めていかなければいけない。

この中山間地における農地の中で4ヘクタールつくるのに、この草刈りを、じゃどうするのかといったときに、これは前にも一般質問の中で同僚議員の佐藤郁夫議員が言われましたけれども、センチピードグラス、こういうふうな導入も一つしなければいけない。だけどセンチピードはやはり外来種であり、これが本当に今から栽培していいものかどうか、一つ懸念もされるところであるが、今もうこういうふうな状況の中で、そういうふうな言う暇もない。やはりこういうふうなものの確立も考えていってほしいというのも一つある。

こういうのをやっぱりこの場で市長に言ってくれということがありましたので、市長ひとつ今のことには耳を傾けていただき、農業問題1次産業には力をどんどん入れていってほしいと。1次産業なくして6次産業はないということを覚えてほしいというふうに思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、今から私は通告どおり5項目について質問させていただきます。どうぞ優しい答弁で、私にもわかりやすい答えをいただきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、第1番目に、小松寮の現状とこれからについてということでありますけれども。ことし小松寮に労働基準監督署より指摘があったというふうになっておりますが、その指摘の内容と今後どのような対応をしていくのかについて答弁いただきたいと思えます。

また、小松寮が現状のままか、民営化に向けての今話し合いを進められているというふうに、2度今会議をされているというふうになっておりますけれども、これからどのようにしていくのかについて内容をお聞かせいただきたいと。現状の内容をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、消防と行政のあり方についてであります。消防署の管轄エリア、これの見直しについてどのように今されているのか。この8年間どのように検討されてきているのか、これについてお聞かせ願いたいと思えます。

また、新消防署、これ2番になります。新消防署の設置道路、前には県道207が通っておりますけれども、この道路の改良工事は一体どのようになっているのかと。これ27年度には消防署ができるわけですから、それまでに今どういうふうな計画が進んでいるのか、この辺について進捗状況をお聞かせ願いたいと思えます。

また、次に消防団の無線について、これも何度か一般質問で出しておりますけれども、現状何

かいい策があるのか、ないか、お聞かせを願いたいというふうに思っております。

続きまして、大きな3番目としまして、国道210号線の直轄事業についてでありますけれども、これ平成18年とあるのですが平成19年ではなかったかと思っておりますけれども、直轄に編入されましたが、由布市において、これは県議、国会議員等の話を聞きますと、4車線道路にするというふうに私は話を聞いておりますが、この由布市管内において、どこが4車線になったか、現状についてお聞かせを願いたいというふうに思っております。

また、その要望活動について由布市として、由布市単独でどのようなことをされているのか、これについてもお聞きをしたいと思います。

また、由布市としまして、この直轄化事業に対しまして、210号線をどのようにしていきたいのか、その辺についての市の考え方を聞かせていただきたいというふうに思っております。

4番目に、大分のへそ、これは庄内町にあります、それについて今後どのような計画があるかについてお聞きをしたいと思います。

11月9日に、私の地区でノルディック・ウォーキング大会を行いまして、初めてみんなで歩いた中で、大分のへそに行きましたけれども、これが今から先、由布市の観光にどのようなようになっていくのかと私は思っております。大変皆さん喜ばれてるんですけども、これは由布市として今から先もう、ここも制定されてちょっと時間たちますけれども、由布市としてはどのような取り組みをしていくのか、それについてお聞きをしたいと思います。

また、今後大分のへそをどのように、これもさっきと重なりますけど、どのように運営をしていきたいかというふうなことをお聞かせ願いたいと思います。

5番目になります、由布市内の小学校の統廃合についてですが、このたび南庄内小学校が廃校に伴い生徒の学校区分をどのようにされるのか。先に朴木小学校が、合併される前に学校が2校に分かれるということであるという話も聞いておりますので、これについて今後南庄内小学校がどのようなことを考えているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

また、昨年度由布市庄内町におきましては、子どもの数が28人しかできておりません。その中でも今まで庄内町には6校学校があったわけですが、将来的に現状28人しかいない、もうだらだらしたことは言っちゃる暇はないというふうに思っておりますので、幼・小・中・高一貫モデル、これは中高一貫モデルはもう今一つ分岐型教育でできておりますが、この先庄内町において、幼・小・中・高一貫のモデル事業の学校導入を一つ考えられているのか。早期にこれは当たらないと悪いという問題だと思っておりますので、教育委員会等でどういうふうな考え方を持たれているのかお答え願いたいと思います。

以上、質問いたします。また再質問はこの場所で行いますので、どうぞよろしく願いいたし

ます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。早速5番、鷲野弘一議員の御質問にお答えをしたいと思います。

初めに、小松寮における労働基準監督署の指導事項とその対応についてという御質問でございます。指摘事項として夜間介助員については、時間外労働に関する協定がないこと。毎週少なくとも1回の休日を与えていないこと。休日労働及び深夜労働に対して割り増し賃金を払っていないこと。その他賃金台帳に労働に関する法定事項の記載がないこと。50人を超える職場の場合、労働安全衛生法による各報告書を提出すること。以上の内容の是正勧告を受けたところであります。

その対応といたしまして、時間外労働に関する協定につきましては、臨時職員の代表と協定を結び、休日及び深夜労働に対する割り増し賃金については、今議会の補正予算に計上しているところであります。

また、夜間介助員の増員、時間外労働、休日労働の具体的削減案につきましては、大分労働基準監督署に対して、11月29日に是正報告書を提出いたしましたところであります。

次に、小松寮の現状または民営化に向けての対応についてでございますが、平成25年4月1日に障害者総合支援法が施行され、障害者自立支援法からの移行も円滑に行われていると判断をいたして、本年10月4日に委員の皆様方に委嘱状の交付を行い、第1回小松寮民営化検討委員会を開催したところであります。その際、小松寮の現状を申し上げ、積極的な御協議をお願いしたところであります。

また、本年11月8日に第2回小松寮民営化検討委員会を開催をいたしました。今後につきましては、平成26年1月に第3回小松寮民営化検討委員会の開催を予定いたしまして、同年3月中には小松寮民営化検討委員会からの報告書をいただく予定となっております。

次に、消防エリアの見直しについて、どのように考えているのかという御質問でございますが、各町単位での火災救急の出動範囲につきましては、現在119番通報は各署に入電をいたしますので、基本的には受信した署所で対応しておるところであります。しかし、新消防庁舎が完成し通信指令台を設置すれば、直近の署所からの出動指令または移動中の救急車両が現場付近に近ければ、その車両等も含めて対応することになります。

次に、新消防本部前の県道207号の見直しの計画について、どのように対応しているかという質問でございますが、県道の拡幅計画について、県の担当部署へ要望を今いたしているところであります。

消防団の無線につきましては、現在湯布院地区は防災無線がございますので、湯布院方面隊の

み防災無線機を装備しております。小型無線機につきましては、消防施設整備補助金を使って、各部で装備をいたしております。挾間方面隊、庄内方面隊の装備はありませんが、防災安全課においてトランシーバーを購入しております、これを各地域振興課で保管し、火災現場に持っていくことで対応ができると考えております。

次に、国道210号直轄事業についてであります。国道210号につきましては、平成19年3月1日より市内全ての路線が県管理から国の直轄区間へと編入されました。その後の改良はということでもありますけれども、交通安全対策として長宝団地入口交差点の右折レーンの設置、天神橋前後の歩道設置、川西湯布院橋交差点の視距改良などの整備が行われてきたところがございます。

本年度におきましても、東庄内小学校入口付近の交通安全対策事業などが進められているところであります。

次に、要望活動についてであります。早期改修促進を目的として大分市とともに国道210号改修促進協議会を設置をいたし、関係行政機関等への陳情を毎年行っているところであります。本年度につきましても、10月2日、3日、会長の大分市長、副会長の両市議会議長とともに、国土交通大臣を初め国土交通省道路局幹部職員、大分県選出国會議員各位に対し、要望書を提出し、要望活動を行ったところであります。

また、由布市として、どのような改良を望んでいるのかということでございますが、要望書では4車線化が最重要課題と位置づけているところであります。

次に、大分のへそ、中尾の今後の計画についてであります。世界測地系の座標値によれば、大分のへそ、大分県の真ん中は庄内町中尾地区に当たります。これまで平成18年度から3カ年の由布コミュニティ事業で、地域内に案内板を設置し、19年には大分の真ん中プロジェクト委員会を立ち上げて、県、市、地元地区と先進地の事例研修や意見交換を行ってきたところであります。

平成22年には庄内町大分川左岸開発促進協議会で、大分県のへそ・真ん中開発事業として協議されたところでありますが、地区の高齢化等による労力不足や管理が困難であると考えられることから計画が中断し、現在に至っているところであります。しかしながら、大分県の真ん中という資源は貴重なアピールポイントでありまして財産であると考えております。

本年11月には大分県ノルディック・ウォーク連盟の主催による大分のへそを歩く企画で教室が開かれ、多くの参加者にへその地点を直接見ていただいたところであります。この教室には地元、猪野竹ノ下地区の御協力をいただき、また議員も参加されまして地域の魅力をPRしていただき、盛大に開催できたと思っております。

今後、市といたしましては、貴重なアピールポイントであり、地元と再度協議を進めていきた

いと考えておるところであります。

以上で、私からの答弁は終わります。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 鷺野弘一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、南庄内小学校の廃校に伴い、生徒の学校区分割をどのように対応しているのかについてですが、南庄内小学校の通学区域は、柿原1区、柿原2区、野畑3区、野畑4区、淵5区、淵6区の6地区です。この6地区のうち柿原1区、柿原2区と淵6区の3地区については、南庄内小学校通学区域と西庄内小学校通学区域に分割されています。今後西庄内小学校へ統合する予定でありますので、平成26年4月1日から南庄内小学校通学区域全域を西庄内小学校の通学区域としたいと考えています。

なお、南庄内小学校から東庄内小学校への通学を希望する現在通っている児童については、統合に伴う支援措置として通学できるように配慮いたします。

次に、将来的に幼・小・中・高一貫教育モデル校についての計画を考えているかということですが、国により連携・一貫型の教育が行われているのは中・高連携一貫教育、小・中連携一貫教育です。現在のところでは公立学校等では、幼・小・中・高の長期にわたる一貫教育は想定されていないようです。

しかしながら、小1プロブレム、中1ギャップ、高1クライシスと言われるように、現在の6・3・3制では、それぞれの節目に問題を抱えた児童生徒が出てきていることは事実です。こうした節目に当たり、さまざまな問題を生じさせないように連携することや、幼・小・中・高で連携することでよりよい教育環境が生まれるような取り組みができないか、今後研究をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。小松寮における労働基準監督署の指摘事項とその対応について少し詳しく説明をさせていただきます。

平成25年9月19日に監督官2名の現地調査があり、10月2日に大分労働基準監督署において是正勧告を受けました。

その内容ですが、夜間介助については時間外労働に関する協定がないのに1日8時間、1週40時間を超えた勤務になっていること、それが宿直勤務ではなく夜間勤務であると認定され、1日15時間を超えているのに、その間休憩時間を設けてないこと。毎週少なくとも1回の休日を与えていないこと。休日労働に対しては3割5分以上の率で、また午後10時から午前5時までの深夜労働に対しても2割5分以上の割り増し賃金を払ってないこと。これについては、その

不足額は平成25年4月1日に遡及して支払うこと。ほかに賃金台帳に労働時間数、時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数等の法定事項を記入すること。

最後に50人を超える職場の場合、労働安全衛生法による各種報告書、衛生管理者選任報告書、産業医選任報告書、定期健康診断結果報告書等ですが、これらを提出すること。以上の内容は是正勧告を受けました。

その対応についてですが、時間外労働に関する協定については、10月31日に臨時職員の代表と協定を結び協定届を労働基準監督署に提出いたしました。休日及び深夜労働に対する割り増し賃金については、今回の補正予算に計上してるところでございます。夜間介助員に毎週1回の休日を与えることについては、現状の人員では無理ですので、平成26年4月1日より夜間介助員を男女各1名ずつ増員し対応する予定にしており、定期健康診断結果報告書については、既に健診の終わったものは控えを提出済みで、最終的には12月21日までに提出。産業医については、平成26年4月1日から選任。衛生管理者については、現在有資格者がいないために平成26年度中に衛生管理者試験を受験する予定ということで、労働基準監督署と協議をした上で、11月29日に是正報告書を提出したところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） ありがとうございます。自分の番号言うのを忘れておまして、5番の鷺野弘一です。1番からかわりまして大変緊張しておりますが、大変ありがとうございました。

小松寮に関して、何か私は小松寮の民営化の第1号の人間だというふうに、よく皆さんから言われておりますけれども、私は小松寮に関しましては、私の尊敬する前の町長でございますけれども本田文武氏が小松寮をつくりまして、これが庄内の福祉の第1号になったんじゃないかというふうに私は自負しております。私は小松寮がやはり福祉のまちの第1のモデルであったというふうに、今でも私の中で思っております。

私は今現在民営のこういう施設がたくさんふえる中で、民営ではできるのに何で行政ではできないのかと、これは一つには梨園の問題があります。よその梨園が来て、よそではできてるのに、何でうちの行政が持っているものはできないのかなというのがいつも疑問でありました。

そういう中から、そうすると何かお年寄りが多からだというふうに話をいつももらって、もう答弁はそれだけいつも終わっているような状態でしたけれども、本当は民間ができるなら行政も頑張って同じことしてくれと、よそからいろいろ言われんように頑張ってくれというのが私のいつもの励ましのつもりで言っておったんですけども、何か私が言うといつも逆にとられるような感じで、大変情けなく思っておったことでございますが。今回の監督署が入った件につきまし

てですが、夜間の方の勤務時間は、何時から何時まで今までなっているのか、これ皆さんにわかるように、ちょっと言ってもらえませんか。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮寮長。

○小松寮長（一法師恵樹君） 小松寮長です。お答えします。

夜間介助者につきましては、4時50分に出勤しまして引き継ぎを行いまして、あさの8時半までということになっております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） それは1日に16時間以上の拘束だということですね。そういう中で、問題が出るのもしょうがないのかなというふうに思っております。これが本当はことしは、今の話の中で言いますと、25年の4月1日からだというふうになっておりますけど、それより前にもやはりこれを続けて今まで来ているんじゃないかというふうに思いますが、ここに監査等がありますけれども、監査とか監査委員等から今まで一度もこういうふうな指摘というのはなかったのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮寮長。

○小松寮長（一法師恵樹君） 小松寮長です。お答えいたします。

監査では、これまで指摘は受けたことはございません。県の指導監査では労働基準法違反の疑いがあるというようなことは受けております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 県からはいつごろから、これを受けているのか、そのところもう一度教えてもらってもよろしいですか。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮寮長。

○小松寮長（一法師恵樹君） 私もそこ辺はちょっと詳しくございませんので、申しわけありません。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） ということは、もう今の寮長より前から指摘があった問題じゃないかというふうに思うんですけども。（発言する者あり）うん。やはりこういうのがあったときには所管のものに対する一つのこういうのがありましたちゅうことがないと、私も今回これ選挙で歩きよって聞いたわけなんですよ、労働基準監督署が入ったという話を。だから、「私たち一遍も教育民生におったけど私そんなの聞いたことないがなあ」と私も言ったんですけども、そのところ今までやっぱりそういうふうなのは各委員会等にしたことがあったんですか、お教え

願います。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮寮長。

○小松寮長（一法師恵樹君） 小松寮長です。お答えいたします。

これまで教育民生常任委員会では、そういう話は出たことはございません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） だから、今25年4月1日からというふうに出ましたけど、それまでの方もこれしてるわけなんですよ。だから、私いつも5年がいつも区切りのサイクルだと思っているんですけども、やっぱり今まで働いている方はサービス残業、それとも「出たのがおまえたちは、ばかじゃったんじゃ」ちゅうのか。今の言葉大変悪いですけどね、そういうふうにやっぱり言う。行政がする場合に5年はやっぱり遡って、お金の支払いをしてあげるのが本当じゃないかと思うんですけども、寮長、ここのとこどう思いますか。あ、市長、ここのとこどうでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 適正な取り扱いをするべきだというふうに私も認識しています。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 今市長が、適正なということを言われてますので、私はやっぱり5年間を遡って見てあげるのが本当じゃないかと。ただ働きでするのはおかしいというふうに私思いますので、ぜひともここのところは、25年からと今あなたは発言されたけれども、25年からじゃなくて、やはりもう少し遡りをするようにひとつ、もう少し中で、委員会の所管の方もいらっしゃいますんで、そこのところはひとつよろしく願いしときます。

それじゃ、ぜひここについては今後このような問題がないように、一つくぎを刺して改善されますよう、よろしく願いいたします。何かありますか、いいですか。あれば、今ここで言ってもらっても構いませんが。ひとつよろしく願いしときます。

また、民営化に向けてですが、来年の1月からまた次の話し合いに入るというふうになっておりますんで、どういう結果が出るか、楽しみにしておきますけれども。私はあえて民営化に賛成する人間じゃないと、行政が本当にできるんであれば行政でやってほしいというふうにいつも思っておりますが、余りにも小松寮に関しては長期計画ちゅうのがないんじゃないかというふうに、いつも思っております。

いつも補正のときには小松寮が補正に上がっているわけです。そういう中でこういう先だった計画はないわけなんですけれども、いつも補正すれば補正でぼんぼん出るちゅうような感覚で、何か小松寮私おられるんじゃないかと思う。だから、長期計画もないようであるんならば、私は

やっぱりもう、あえてこの場で言うておきますけども、計画を立てきらないぐらいであるのなら、民営化にお任せのほうがいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひともそここのところは頭に入れられて、御検討のほうよろしく願います。これはもう答弁は要りませんので、今後の話し合いでよろしく願います。

何かありますか、いいですか。いいですか。はい。

次に、消防団の件でございますけれども、先ほど新消防庁ができれば各地区に無線で連絡をするというふうになっていると。今は現状の昔の旧の持ち回りの挾間、庄内、湯布院というような管轄の電話番号で119番がかかっているんじゃないかと思っておりますけれども。

私は、さきに時松の火災があったときに、時松行きました、これ早朝の火事でしたけれども。そのときにやはり挾間の振興局等から局長等出られてこられまして、大変朝早くから頑張っているなというふうに思いましたけれども、ふと考えてみますと時松はもう挾間であって挾間ではない、庄内のほうが近いんじゃないかというふうに思える場所じゃないかというふうに思っております。

今も行政のほう頑張ってくださいまして、あそこは蛇口から新しい道路等でき上がりまして、もう道路等から考えてもやはり庄内からのほうから、庄内消防署から行くほうが近い。また、各消防団の応援にしても、もうすぐ隣には、上には朴木もありますけれども、確かに庄内のほうが消防団にしても近い場所でもあるというふうに考えております。

この8年間合併をされてきて、由布市は一つだというふうにも市長は言われますけれども、私もその中でももう挾間、庄内、湯布院ちゅうのは、確かに旧町の区分はありますけれども、もうそろそろある程度の隣接地においては、やはり消防署は近いほうから行けるような体制、そういう見直しをしていくことが行政の区割りかえの一つになるんじゃないかと思ひ、今回ここは消防と行政のあり方についてというふうな含みを持ったものの言い方をしたわけでございますけれども。

まず、1番は消防から財産・生命を守る、1分1秒早く行くのが、この消防の責務だというふうに思っておりますけれども。こういうふうなものに関して市長、これはもう消防長に聞くのがいいんですけれども、市長としてやっぱりこの8年間、どのようにこういう区割りは見てこられたのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 区割りは特に見直すとかいうことではなくて、従来の各3町で行ってた消防署所で取り組んできた、そういう認識をしております。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） そうなりますが、やはり見ておりますと私も後でまた出しますけ

れども、小学校の問題、中学校の問題等のこの通学区分の問題においても、もうそろそろこういう区割りというんですか、ある程度の基準を変えていかないと、これから先の合併もできないと。そういう中において行政がどうだとかいうような意味ではないですけども、やはり財産・生命を守る、こういう基準線のものから区割りの考え方を変えていくと、これからの行政の区割りについて大変私便利がよくなるんじゃないかと思い、今回あげたんです。

今回市長の言われたのも確かに明確な答弁だと思いますけれども、やはりこれから先、財産・生命守るときに、じゃ27年以降にやらなければこういうふうな区割り改正というんですか、連絡の関係ができないのかというふうになると思います。今でも近いところは「すぐ出てくれ」と言って消防のほうも出ていただいておりますけれども、やはり第1番にこういうふうにくるのは、区割りをなくしたものの考え方であると思っておるんですけども。市長やはり、こういうふうなものから、もう少し市民の目線を、区はこうあっていくべきだなという目線を変えていくべきじゃないかというふうに思うんですけども。

私特に今湯平の方等は特に話をしたりするんですけども、湯平の方も合併後にはもう病院や買い物の生活区分は庄内のほうが近いねと言って、皆さん庄内に来られているというふうな面もあります。そういうようなことで、皆さんもやっぱり生活の中ではある程度変わってきているんじゃないかと思えます。

私はこの8年間、市長、私は8年目の残り4年間の市長見ちよったわけですけども、皆さんに何も言われたい、皆さん意見出した中で合併をしたいというふうな市長のそういう、皆さんに任せるような感じの中で市長がやってこられたことに大変私よかったというふうに思っているんですけども。やはり市長よかったですだけじゃなくて、そういう中で皆さんが行き来はしてるわけですから、そろそろこういうふうな行政区、今から小学校とかいろいろなりますけれども、統合とか今からの見直しの際に消防なんかの危機管理の一つの中で、区分割を一つ考えることはできませんか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 合併して、例えば東庄内の消防団員が湯平のほうに行くというのはなかなか難しいんですが、南庄内地域の消防団第6分団があるいは5分団が、すぐ隣の町の地域の消防団と一緒にやるといって、これまで連結訓練をずっとやってきておまして、その中でやっぱり地域性というのがだんだん薄れて、それぞれがお互いに緊急に消防活動していこうというふうな雰囲気は生まれてきていると思います。

それから行政としては、先ほど言いましたけれども、そういう指令台ができれば、どこに誰がおろうとすぐそこから指令ができるということで、そういう地域割りというのは消えてくると思います。そういうふうになるまでの間は、それに近づくような指導をさしていきたいと思ってい

る。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） なかなか行政の区割りのほうに入ってこれませんのであれですけども、できれば今から先に、今言ったのも一つの基準になり、今から新しい新ラインちゅうのを引いていかないと悪いと思いますんで、ぜひとも市長、今からこれを一つ頭に入れていただきたいというふうに思っております。

また、今回これを出した中に、由布川溪谷で前に事故がありました。そのときに由布川溪谷、猿渡橋の下に落ちて市が2,000万円か2,100万円か確かお金を払ったという、和解金を払った、子どもが落ちたという事故がありましたけれども。あのときに消防の連絡が入ったのは遠い別府市に、あそこは境で別府市に連絡が入ったと。でも、本当にあのとき、その両親から聞いたら、「庄内に連絡行っていれば」という一言がありました。

やはりああいう場合、もう少し別府とか大分とか九重とかあります、竹田もありますけど、ラインの基準で、どっちに行くほうが近いとかいうのが今から合同の話し合いの中でできるように、ぜひそういう場所であれば由布市からも出てくれとか、別府市からも出てくれとかいうふうな話が今からできるように、消防長、そういうような話も合同の話し合いの中でぜひできるようにお願いしたいんですが、どうでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 消防長。

○消防長（大久保一彦君） お答えします。

先ほどの出動範囲とかですけれども、その由布川溪谷の事故については、別府署に通報が入ったようです。これは携帯電話ですので、その管轄地域境ということで、別府のほうから出動したそうです。後で応援出動ということで報告書が由布市にまいったそうです。ですから、その時点ではもう受けたところが緊急に出動したというふうに私どもは報告書で受けておりますので、それはそれでよかったんじゃないかなというふうに思ってますし、先ほど議員が言われましたように、今からは連絡はすぐ取り合えるようなシステムづくりはしていくということが大事であると思います。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

それと新消防署の207号の改良工事になりますけれども、これは私も指摘をしております。あその土地を消防をつくるということに対して、やっぱり交通渋滞が一番の懸念であるというふうに言っております。これが解消されない限り本当は予算も何もつけられんちゅうのは本当は私の意思であります、はっきり言って。

その中で、今回土地購入という件も入っておりますけれども、これはやはり、あの道路が改修

はできない限りあそこに消防署をつくっても、フル活用の活動はできないというふうに私は思っておりますけれども、これは建設課長に聞くほうがいいかと思いますが建設課長、建設課長に聞くのも一つこれはあれなんですけど、本当はこれは企画段階の話だと思うんですよ。だから、私建設課では本当はないんじゃないかと思うんですけどね。こういう県道の207をよくしろという話は。この担当は建設課長です、建設課長、一言お願いします。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（生野 重雄君） 建設課長です。県道207号の見直し計画、4車線化のことだと思っておりますが、県大分土木事務所ですね、担当。伺いまして、現状等の説明をして、要望等をお伝えしたところでございます。

今後につきましても、足を運んで、その辺の御説明等はしていきたいと思っております。県道207号に限ってのことですけど。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 本当はこれができないと、予算も本当はつけられないぞというのが本当の答えなんです、私からすれば。私は、この道路ができるから、あそこでいいよということ言ってるわけですから。だから、そういうふうなゆっくりやなくて、はやどうかしてくれというふうにして、要望活動を活発に。そうせんと今回、なかなかうんと言えんのじゃないかなと思っておりますので、ぜひともこれよろしく願いいたします。

また、消防団のほう、今回無線についてですが、先ほど振興局には無線があるがというふうに言われましたけど、振興局に無線があっても、いざ消防の火災現場に行ったときに、「あ、無線があるからこれ持って行ってください」とか言うて、一遍も今まで聞いたことがないんですけども。やはり各分団が持たなきゃ悪いと。湯布院は持っているかもしれないけど、やっぱ庄内、挾間においては、この前のような時松の火事、山火事等があった場合に、やはり無線機は持ちちゃらんと。消防署とやっぱり連結したことができないと、連結訓練は幾らしても夜暗い中とかで水をとめろとか、出すとかいうふうな停止できません、話が。本当のことをいって。やはりこれは各分団に持たせるようにしたいのですが、防災安全課長、何か策はありますか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 防災安全課長です。お答えいたします。

現在防災安全課のほうにトランシーバー37台購入しております。この分につきましては、今まで人命の捜索とかそういう面で使っていたわけですが、今回挾間、庄内地域振興課のほうに配分いたしまして、そこに置きたいというふうに思っております。さらに、来年度から消防団の装備の基準が変更されるというような情報が入ってきておりますので、それにつきまして来年度以

降にこの基準が変更されれば見直していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） ぜひ来年度の装備の変更のときに、これできましたら少しでも早くしていただきたいと。これ一つないことによって、やっぱり消防ポンプが故障したりする、圧力の違いで故障することがありますんで、ぜひともこれはできるようによろしく願いいたします。

続きまして、国道210号、これ直轄事業に関してですが、私、前回も市長にもお願いしたんですけども、大分市は富士見が丘付近、あと鬼崎付近が済めば、これ終わりじゃないかと思っておりますけれども。釘宮市長じゃなくても首藤奉文市長が会長になってもらうと、どんどん率先して動いてもらうようにできないかと言ってるんですけども、あれから市長、やっぱり「私がします」とは、まだ言えない状況にありますか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう状況です。（笑声）

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 大変明解な答をありがとうございます。そんなことだと思っておりましたが、私はもう別に大分市とくつつかなくてもいいんじゃないかと。由布市、挾間・庄内・湯布院の各建設業界、またこういうふうな皆様方と一体になって、よく東九州自動車道等を車で通っておりますと、「一日も早い道路づくりを」とかいうふうな看板が立ったりしております。やはり国に対して見せるのは、そういうふうな看板で、うちは意気込みはこれだけあるんだというものを、まだそういう促進協議会をつくらなければいけないというふうに思っております。

国道、国道と言っても国道は、全部が全部国の管轄じゃないんです。3桁台になると、これは各都道府県の管轄になって、大体国の直轄番号ちゅうのは、番号が1桁が2桁のところが国の直轄であって、今回何で210号の由布市管内がなったかちゅうと、これは大分道が霧で通行どめが多いために、迂回道路ということでこういうふうに出てきているということです。

これ国ではまだ予算が本当にあるんじゃないかと思うんですけど、市長、やはりそういう促進協議会を由布市で立ち上げて、まず国会議員、県会議員、これにまた由布市の市議会、また各建設、また市民、各団体をやっぱり入れて、一つの大きな組織をつくるとかいう考えはありませんか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私は今大分市と協力し合って、協議会をつくって、大分市210号、由布市の210号という形で一体となって取り組んでおります。その中で由布市としてはそういう

4車線化の前に、登坂車線等々を優先してつくっていただきたいという思いを持っております。そのことも伝えておりますけれども、今の富士見が丘入り口から鬼崎までの4車線化の状況をしっかり見ながら進めていきたいし、その間に登坂車線についてはしっかりお願いをしていく予定にしております。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 私はこの国道に関しまして、天神橋には大変深い恨みを持っておりますので。そういうふうな中で、市長、やっぱり私は考える中に由布市がどうしても早く道路の交通渋滞が起こらないために促進協議会をつくるんだと。市長が先頭に立って大分市にも入っている。これは大分市と由布市でやっているのはいいです、はっきり言って。でも、それ以上に由布市内をもっと早くするために、こういうふうな協議会をつくっていききたいというふうな考えは、市長、もう一度聞きますがありませんか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど言いましたように、大分市と一緒に力を合わせて210号やっていきたい。由布市で単独でつくってやれと言え、大分市はそこでどういう形になるかわかりませんが、やっぱり両市が力を合わせてやるときに、力が発揮できると私は考えています。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） それであるのなら、大分市もそうなりますが、医大の上り口、この改良工事すら大分市はいまだかつて力を貸してくれてないじゃないですか。今一番のネックはこの医大の上り口、それと庄内のローソン付近。昨日も夕方5時半ぐらいに通りますと、かぐらちや付近まで渋滞が続いちよるといふような状況です。これを黙って見ちよくんですか、いつまで市長、そういうふうなつもりでおるんですか。これをなくすのに今まで大分市の釘宮市長が、「おお、先に由布市、おまえ方しいや」と言ってくれたことあるんですか。また、何にしても、大分市も今現状のまんまじゃないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう大分市からの流れの中で、今まで韓国苑のところの右折車線とか由布市の市橋改良だとか天神橋の歩道だとかいう形で今逐次部分的に改良すべきところは取り組んでいただいております。

今後東庄内小学校の入り口の道路の改良、そしてまた庄内久住線のその完成を待って、今度ローソンのところの交差点改良も予定をされております。そういう状況を見ながらしていきますが、緊急を要するところについては我々も、国土交通省に緊急に要請をして取り組んでいるところであります。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 国土交通省に行くだけじゃありません。やはり地元がいか
にそういうふうな気持ちを見せるかちゅうのが、私は一番じゃないかというふうに思っておりま
す。市長の今後の考え方、またこれも随時聞いていきたいと思えますんで、市長どうぞ気持ち
を変えて、早う由布市をどうにかするんじゃという考え方を持っていただきたいというふう
に思います。

次に、大分のへそについてですが、これは左岸のほうが要請を出したというふうに、市長先ほ
ど答弁されましたけれども、私は左岸から話を聞いたときに、これは大きな公園ができて管理が
できるのかなと思って行ってみますと、面積にして150坪あるかないぐらいの1枚の田んぼの
中にへその中心があると。前回も言ったわけですけども、何もへそのへそちゅうのがないん
です。

私、土地を買って、県からでも大分県が、やはり由布市に対してここにへそがあるんだから、
県のプロジェクトとしてここにへそのモニュメントでもつくとかいうようなことを請願され、
土地は由布市がどうにかして購入をし、そういうふうな公園づくりをするような方法はできな
いんですか、市長。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これは本当に答弁で申しましたけれども、大分県には一つしかないとこ
ろでありますから、そういう点については積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 左岸が申し込んで大きいような場所かと思ったんですけど、ほん
とこれは大きい場所ではないので、これはある程度モニュメントつくったりしてすれば、「ああ、
ここがへそやな」と。この前行ったときに何もないので、竹を1本立てて「ここがへそです」と
か言ったらみんな「え、寂しい」とか言ってましたけども、皆さんそのときには大変喜んでくれ
ました。

東経131度26分3秒、北緯33度11分57、これが大分のへそ、庄内町にある、由布市
にある、これが大分のへそです、この東経が。この場所にやはり何かへそのモニュメントないし
何かができるように、市長お願いします。

また、前回ウォーキングをしたときに、子どもたちにはこういうふうな、へそに到達したとい
う記念証を大分のへそウォーク教室校長、首藤奉文という名前を出しておりますので、こうい
うふうなこともできております。ぜひ市長、こういうふうなことで来た方が市役所に来れば、こ
ういうのを差し上げますよとかいうような今からの動き等もやっぱりお客さん第一になるかと思
います。

商工観光部長はきょうここには——いますね。部長（「課長がいい」と呼ぶ者あり）課長より

部長のほうがいいんじゃないかな。課長がいいか。課長、ほんなら、どうですかこういうふうなの、ちょっとおもしろい、たまには何もない庄内町がこういうふうなこと言いよるんですけども。何か一つそういうふうなきっかけでやろうかというようなこと思うて言ってくれませんか。

○議長（工藤 安雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

先ほど田んぼの中に竹を刺しているということで、うちの職員も気になって、そこに大分のへそというちょっとした目印を地権者の合意をいただいて立てているというのが一つの現状でございます。

それから、地区民の総意として、観光資源として活用するというようなことが合意結成がなされるということになりますと、地区民の合意形成のもとでありますから、皆様の御期待に添うべく情報発信に当課としては努めていくところでございます。

しかしながら、不特定多数の方が訪れるということになりますと、駐車場の問題、ごみの問題、し尿の問題等々環境問題もかなりあろうかと思われま。今後につきましては議員さんを初めとする皆様方の十分な御協議をお願いして、そして由布市の宝といいますか、観光資源の磨き上げに今後とも御支援を賜ればと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） よろしく申し上げます。各県に1個ずつしかこれはありませんので、各県のへそですから。名誉ある由布市にありますので、ぜひとも一つ、これは観光資源の一つとして、これから先に活用できますよう、私もこれからまた言っていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

あとは小学校の統合ですけれども、今回西庄内小学校が通学区分であるというふうに今答弁いただきましたので、私ちょっと安心しておりますが、やはり同じ学校に行った子どもたちが分かれることなく一つの学校で合併できますよう思っておりますが。

それよりも将来的に考えて庄内には28人しか子どもができないような状況の中で、今の学校が維持堅持できるかというような問題なつたときに、どうするかとしたときに、教育長、やっぱりきれいごとの順番じゃなくて、もう28人しかおらんという実例の中で、今学校が統合しなければ悪いところは統合するのかとしたときに、あそこの学校とするよりはどこか中学校のそばに1校学校をつくって、やはり耐震性全部そろったような、今にあったような学校1つつくっていただい。

モデルになるような本当、これは幼・小・中ちゅうのは、東山小学校が今確かに幼・小・中単独です。由布市はそれよりも先に副産物として中高一貫ちゅうのが1つあります。それに合わせ

た中で、学校は別々でありますから、やっぱり中学校も学校は別々になると思いますけれども、そのそばにやはり学校かなんかつくって合併策を今から考えていくのも一つの策じゃないかと思うんですけど。これ教育委員会でこういうような話は出たことはないですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） そのことで直接話題になったことはありませんが、議員さんたちのお話の中で上がったことはあります。もう庄内町については庄内中学校その周辺のところに、庄内小学校という形の中の学園としてつくったらどうかという構想ですね、それはもっともな話だと思いますが。

教育委員会の中の統廃合問題の中では、複式学級のない学校を目指して今やってるわけで、その中で考えたときに庄内町では、阿南、西庄内、東庄内、将来的に中期的に見たときに、複式学級の学校はできないということを考えたときに、できるだけそれと、その3小学校では耐震化の問題は問題ありません。そういうことから、統廃合した後でも児童数も思料できますので、できるだけ中期的な考え方でいくと、今のまま3小学校のままでいきたいと思っていますとこです。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） その3小学校に分けたときに、簡単に割っても四七、二十八、7人ぐらいですね。あ、9人か。9人ずつぐらいの学校になるということですね、1学年が。だから、そういうふうなことを言うよりももう、今のまんま子どもがふえないのであれば、やはり思い切ったことも一つの計画ではないかと思えますんで、長期計画になるかもしれないけども、やはり今のうちに庄内の考え方を一つしていただきたいと。

するんであれば、やっぱりモデルになるような、ものの仕方をしていただきたいというふうに私は思っておりますんで、ぜひこれは今から先教育委員会が検討課題として上げていっていただきたいと。こういう場で表明した人間は誰もいませんので、今回初めてだと思いますんで。これを一つの案として、これから先、話を進めていっていただきたいというふうに思います。お願いしてよろしいですか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 今御指摘のとおり長期的なことを考えた場合は、やはりそういう形になっていくんであろうかなと思ってます。社会的な大きな変化があって、人口増加とある場合は別ですが、今の見通しからいったら長期計画は立てるべきだと考えているとこです。

○議員（5番 鷲野 弘一君） どうぞよろしく願います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

また、工藤議長は今回初めての正面向いて話をしましたが、これからまた2年間ひとつ頑張っていたきたいというふうに思っております。ぜひまたよろしく願います。本日はどう

もありがとうございました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で5番、鷺野弘一君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、14番、溝口泰章君の質問を許します。溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 改めまして、おはようございます。ただいま議長より発言許可をいただきました。政策研究会の溝口泰章でございます。由布市発足以来2期8年の議員を務め、また引き続き3期に入らせていただきました。今後の4年間議員活動を通じて主役である市民皆様の負託に応えていけるように、行政課題に対し研究を重ね、真摯な取り組みをしていかねばならないと、今改めて思っております。議員各位、そして職員の皆さんと議論を重ねて、夢を語っていききたいというふう存じております。よろしく願いして、本日の一般質問に入っていきたいと存じます。

まず、大きな1番目でございます。せんだっての市長、市議会選挙の開票作業の正確化についてでございます。

由布市第3期市議会選挙を終えて、こうやって新たな議会が始まりました。しかし、残念なことに選挙の開票過程でミスがあり、公式発表を訂正しております。その前の参院選の選挙時でも、投票数と開票数が合致せず、再カウントするという失態を由布市の選挙管理委員会は犯しております。

選挙のたびにミスを犯しているのは、何ゆえなのか。何が原因で、開票作業でミスがあったのか。そのミスの再発を防ぐ手だてをどのように講じてきたのか。具体的に今後の対応策をどう構築していくのかを説明してください。

大きな2つ目は、塚原メガソーラーに関してでございます。

市長選挙、市議会選挙を挟んでいたために、議論の時間が中断したような感じのある塚原のメガソーラー建設に関して、一つは湯布院町の観光5団体が提出した売買契約の白紙撤回を求める要望、この対応についての市の姿勢をお伺いします。

そして、2つ目に、この5団体が同時に県にも当該地を買い取るよう要望を提出していることについてです。これに対して県は、地域、市、市議会で土地の活用を協議してほしいというふうコメントしていますが、このことについて市長はどのように対応していくのかお伺いします。

また、6日以降の報道、そして陳情の提出などで明らかになりました新たなメガソーラー建設計画への対応についても、関連質問の中でお考えを伺いたいと存じます。

大きな3つ目でございます。由布市の小中学校教育における学力向上対策についてでございます。

この8月末公表されました大分県独自の学力テスト、県学力定着状況調査では、目標値をクリアした小学校は39校、中学校は20校、残念にも由布市は、小中学校ともに目標値には到達できなかった。

学力向上だけが確かに教育の目的でないことは承知しております。しかし、学力の低さに満足するような保護者や地域住民は1人としていないのも事実でございます。今後の由布市の学力向上に対する取り組みはどうなっているのかお伺いします。

また、開会日の市長の所信表明を聞いて思ったことでございます。2点。

今後も小中学校校舎の耐震や建てかえを進めていくということでございますけれども、今後の対象校と統廃合計画のすり寄せはどういうふうになっているのかお伺いします。

2点目に、今回湯布院中学校の建築に際して、国庫交付金の歳入の見込み違いがあつて、合併特例債へ振替がありました。その原因をどのように把握して、どうお考えなのかお伺いしたいと思います。

以上、大きく4点についてお伺いいたします。再質問につきましては、前の質問席で行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、14番、溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、湯布院町の観光5団体が提出した売買契約の白紙撤回を求める要望についてであります。塚原全共跡地の売却に当たりますは、当該売却地に係る入会権者からの要請に基づき売却先をプロポーザル方式で募集し、決定をいたしました。売買契約は議会の議決を得て既に締結をいたしておりますし、あとは代金の受領のみの状況でございます。売却先の業者は、太陽光発電事業の実施に向けて準備を進めておりまして、景観保全にも配慮をした対応をしております。

市といたしましては、業者による地元説明会等を通じまして、地元の理解を得ながら売買契約に基づく売却を進めていきたいと考えております。

以上で、私からの答弁は終わります。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 溝口泰章議員の御質問にお答えをいたします。

由布市の学力向上に対する取り組みについてですが、最初に平成25年度に実施した学力調査

の結果について簡単に御説明申し上げます。

全国学力テストが行われた小学校6年生の算数では、非常に高い正答率で全国でも上位のほうでした。これは学力向上支援教員や指導法工夫改善教員を配置し、3ブロックごとに授業研究を進め、少人数授業や習熟度別授業で細やかな指導を行った成果だと考えています。

6年生の国語では偏差値50を下回る結果となっていますが、昨年度から学力向上支援教員を配置し、授業改善に力を入れておりますので、今後は成績が向上すると考えております。

中学校では、大分県の独自テストが行われた2年生の成績がよく、全国学力テストが行われた3年生が偏差値50を下回る結果が出ています。

児童生徒の成績結果には、教員の授業力が大きく関係していることから、授業力を高める研修をさらに進めるために、昨年度から取り組んでおります授業力改善に重きを置いた由布市学力向上アクションプランをさらに推進するつもりです。

具体的には3つの学期に重点目標を掲げ取り組みを進めます。1学期は特に学習規律の徹底に力を入れます。子どもが集中して学習するためにどのような規律が必要なのか、学校内で共通理解を深め、落ち着いた雰囲気の中で授業のできる学級づくりを行っていきます。そのために児童生徒のアンケートで学級の客観的分析を行うQ-U調査とありますが、これは質問による学級調査と言われるものですが、これを分析手法で客観的なデータで、それに基づいた好ましい学級づくりを行っていこうと思っています。

2学期は授業改善です。研究発表を行う学校の授業や学力向上支援教員のモデル授業を全ての先生方に見て、そして自分の授業に取り入れていくことができるような仕組みをつくっていきたいと思います。また、あわせて、校内研究会で授業研究を行うとともにお互いの授業観察をやり、相互に改善を図ったり、校長等による授業観察で指導を行うことにより、先生方の授業力を向上させます。

3学期は補充学習です。1年間で習ったことを市独自で行うテストで振り返り、定着が不十分なところは個別指導を行うよう計画をしております。

以上のような取り組みを学校評価とも連動させて、校長を中心に組織的に振り返りながら完全実施できるようにしたいと思っています。このような地道な取り組みには、時間と労力が必要です。すぐには結果がついてこないかもしれませんが、由布市の小学校1年から中学校3年まで、着実に学力が蓄積されるように尽力してまいりたいと思います。

次に、今後の小中学校校舎の耐震、建てかえを進めていくことですが、今後の対象校と統合計画のすり寄せはどうかという質問でございますが、現在耐震診断結果に基づき耐震化の必要な学校施設について、平成27年度までに由布市全部の小中学校の整備を完了するように整備計画を進めています。

学校規模適正化計画の対象校である耐震化が必要な大津留小学校、湯平小学校、塚原小学校についても、学校が存続する間は学校内の安全の確保は極めて重要ですので、平成26年度中に補強工事を実施する予定です。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 教育次長。

○教育次長（日野 正彦君） 教育次長です。溝口議員の御質問にお答えいたします。

今回、国庫交付金の歳入見込み違いがあり、合併特例債への振り替えがあったことについて、その原因をどのように把握しているのか経緯の説明をということについて御説明を申し上げます。

湯布院中学校校舎につきましては、耐震力不足校舎の改善を図るため交付金事業として、平成23年6月に平成24年度及び平成25年度の2カ年計画として最初の整備計画を提出いたしました。平成24年度においても12月25日以降に提出した整備計画には、今回対象外となった教室棟及びその面積が含まれていました。この整備計画をもとに平成25年度当初予算を編成いたしました。現教育委員会より平成25年度対象事業の教室棟は面積要件を満たさない、いわゆる見込み違いであったとの見解が示されました。

市といたしましては、校舎は一体化された建物であるので分割しての工事は困難なため、交付対象にならないか折衝をこれまで重ねてまいりましたが、平成25年9月10日に平成25年度の交付金の決定通知がありました。教室棟について交付金が交付されないことが明らかになりました。校舎は既に改築工事が完了しておりまして、交付金の不足部分にかかわる財源が必要なため、今回の補正予算において歳入予算の一部について合併特例債に振替をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（衛藤 公治君） 選挙管理委員会事務局長です。溝口議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは開票ミスの内容と原因についてお答えをさせていただき、今後の対応、再発防止策につきましては、由布市選挙管理委員会委員長より御回答いたします。

御指摘のとおり平成25年7月21日執行の参議院通常選挙及び平成25年10月27日執行の由布市長選挙、由布市議会議員選挙におきまして、開票事務に不手際があり開票ミスが発生をいたしました。

参議院議員通常選挙では投票枚数の最終確認の段階で、比例代表選出議員選挙の投票者数と投票用紙の数が合わないことが判明し、原因を追及した結果、パソコンで作成したエクセル表のプログラムにミスがあり、合計欄の計算式に1名の候補者がカウントされておりました。事

務従事者のプログラムに間違いはないとの思い込みによりプログラムミスに気づくのがおくれ、開票終了時間がおくれました。

また、由布市長選挙、由布市議会議員選挙におきましては、候補者ごとに得票数を集計する集計係のパソコンの操作ミスにより、溝口議員さんの午後11時30分現在の間速報の得票数を誤って発表してしまいました。開票の際には投票枚数の最終確認を行うため、集計係と同じ作業を枚数点検係でも行っています。全ての票について集計係の処理が終了した時点で、集計係と枚数点検係の票の読み合わせを行うことにより、この間違いに気づいたところでございます。

これらの開票ミスの発生につきましては、開票事務に使用するプログラムのチェックやパソコンの入力に伴う確認作業等事務従事者の適正配置における選挙事務体制に原因があったと考えます。大変申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（浦松 辰信君） このたびの由布市選挙管理委員会の改選に伴い、由布市選挙管理委員会委員長に就任いたしました浦松辰信と申します。よろしく申し上げます。

では、私から、おわびと再発防止を含め、今後の対応策についてお答えさせていただきます。

その前に、まずはこのたびの由布市議会議員選挙におかれましては、皆様、御当選おめでとうございます。

さて、今回の問題につきましては有権者の信用を損なうこととなり、有権者の方々や立候補された方々、選挙事務に取り組みされた関係者の方々に、この場をお借りいたしまして深くおわび申し上げます。

今後は有権者が投票した1票の大切さを念頭に豊富な知識と経験を持った職員を中心に事務従事者の研修、研さんを重ね、開票事務従事者の適正な配置、開票に係る機材の活用等の検討を行い、さらなる開票事務の改善を図ります。

また、選挙管理委員会が選挙を管理し執行するという責任を深く自覚し、正確かつ公平な選挙事務に取り組んでまいり所存でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） では、通告順に従って再質問させていただきます。

まず、選挙における正確性、正確にやっていただきたいという文面で幾つか質問させていただきますけれども、この近々の市長・市議選での、これは私に關してのことですので恨みではございませんけれども、しっかりとした開票作業が行われることを願っての質問でございますので、その点よろしく願いいたします。

その前のまた参議院選でもミスがございましたし、こういうミスが重なるということはやはり

構造的な仕組みの問題に何か手立てを入れなければいけないんじゃないかなという考えで、事務局からミスの説明を受けたときの要約書が、今議長の許可を得てお配りしております資料のほうにございます。

1から8までの手順で流れたといった開票手順でございますけれども、8段階ありますけれども、この8段階の中で5段階目の枚数点検と7段階目の集計係の候補者ごとの得票数の集計で確定が出るということなんですけれども。この移動の中で、結果説明のところに間違いが発生している旨が述べられておるんですけれども、その間に入っている選挙長の仕事ですね。6段階目の票の内容を確認して集計係へ、枚数点検係から預かったものを選挙長が票の内容を確認して集計係へ送り、集計係が候補者ごとの得票数を集計して確定を出すという、この流れの中の選挙長というのは一体どなたがなさっていたんですか。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（衛藤 公治君） 選挙管理委員会事務局長です。お答えいたします。

選挙長は、総務部長にやっていただいております。そして、市長は湯布院の地域振興局長、足利局長にやっていただいております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） じゃ、総務部長にお伺いしますが、湯布院地域振興局長とお二人で、枚数点検係から上がってきた得票を確認したということでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） はい。枚数点検係から上がってきた票の中身を確認し、集計係へ回したという作業を行っております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） それを受けた集計係が、枚数点検係から上がってきて選挙長の確認を得た票数を、集計係でまた間違ったということですね。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） はい。今回のミスにつきましては、最終的な集計係でカウント1つ多くカウントしてたということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） カウントが50票が1束で、私の場合ですから、そのときに17束しかないのにそれを18束とカウントミスをしたということをお伺いしたんですけれども、そのとおりでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） はい。そのとおりですけれども、一遍に17束通るわけではありません。1束、2束と順番に開票が進むにつれて、どんどんどんどん累積で私の前を通過して集計係に行きます。ですから、集計係では50票ついたものを1つとしてカウントしていくんですけども、そのカウントが1つ多くカウントしてたということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 極めて単純なように思えるんですけども、1,000とか2,000とか1万とかいうものじゃなくて、10何束しかないものをそのように間違えるちゅうのは、よっぽど疲れてたんでしょうか。（笑声）

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 候補者全員の票を全部カウントしていきます。1人だけではなくて、誰のが50票ふえたら、そこに1個カウントというのを全候補者数、全部集計係が行いますので、そういった中でのミスであったというふうに認識しております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そうやってミスが生まれた後に、最終確認をまたしますね。この最終確認には集計係のみの作業で行うんですか、それとも枚数点検係、選挙長、集計係、この3者で行うんですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 最終点検係では計数機を通った枚数点検係でも枚数の確認をいたしておりますので、最終確認では、ここで枚数を確認した数と集計係との最終的な数を照合して確定の数とすることになりますけれども、この突合の際にそのミスに気がついたということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そうすると、この資料によります6の選挙長の仕事を、その8番に回すような形のほうがスムーズな流れになるんじゃないかと思うんですけども。

○議長（工藤 安雄君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（衛藤 公治君） お答えします。選挙管理委員会事務局長です。

選挙長の仕事につきましては、票の枚数というよりも内容の確認をして、個人ごと、候補者ごとに決定を否か決定をする役割で、そこを通った票が集計係に行って最終の得票数というふうにカウントしてますんで、集計係の前に選挙長でないと流れがおかしくなりますんで、はい。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 追加といいますか補足ですけど、私のところで、もしも混合票とか疑わしい票があれば、またその内容によりまして点検係、分類係に再度戻すことがありますので、私のところ、選挙長を通ったものを最終の集計係に送るとするのは、正しい手順ではないかと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） そうすると、選挙長を通して5段階から6段階、6から7、7から8に行って8の中にも選挙長が入って、最終確認というのを行うことになるんですね。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） はい、そのとおりでございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） わかりました。しかし、これは本当にその過程で複雑なものなり、微妙なものなりというふうな感じのミスではなくて、東になっているもののカウント、これが間違っているわけですから、それ以前の間違いはないということですよ。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） はい、最終的に投票者数と枚数が合致しておりますので間違いはないと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） それでいて、50の間違いを確定として出してしまった点は、明らかにこれはミスであります。そのミスを先ほど言ったように恨みではなく指摘はしますが、2回も続いたこと自体、これは改善しなければいけないと思います。その手法として、なれてる職員といいますか、今までかなりこの開票作業に従事した、いわゆる中堅職以上の方々がいるはずですよ。そして地域によっては全くミスもなく、やり終えた職員います。そして、方式自体を見ると庄内のやり方、挟間のやり方、湯布院のやり方とまた違っているようなことも伺えました。ということは、今やっているやり方の修正をどっかで図っていく必要を認めます。

ですから、今後の開票作業をどのようにするかという検討を先ほど選挙管理委員長からも伺いました。責任を持って公正さを充実するというところでございますから、ぜひともその具体的な動きをまず起こしていただいて、そして十分にこのミスを振り返って、確認をして、では是正策はどうするのかという形での公表をぜひともお願いしたいんです。

そうして、この次、統一選挙になるかもしれないですね。一、二年はかかるでしょう。そのときにきちっとした、それもスピーディーな正確で公正さを確立したその姿を私どもに見せていただきたい。この点を事務局長並びに管理委員長にぜひともお願いしたいんですけども、いかがでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（衛藤 公治君） 選挙管理委員会事務局長です。選挙事務における間違いは、選挙に対する信頼性を損なう重要なものでありますので、決して発生をさせたらならないものです。このことを私を含め選挙管理委員会の職員、それから選挙事務従事者が十分認識をしまして、先ほど委員長が申されていたような再発防止に向けた選挙事務執行体制を構築しなければならないと考えております。

特に由布市長選挙、由布市議会議員選挙における間違いにつきましては、集計係と枚数点検係が1名体制で事務に当たっていたことや、得票数の集積方法等に原因があったのではないかとというふうに考えておりますので、事務従事者の適正配置や速報時の得票数の出し方等含めた実施方法について十分検討して、今後このようなことが発生しないように努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） その気持ちはわかるんですよ。具体的に動くスケジュールをきちっとやってくれと。会議を開く、そして実際にやったということを私どもに伝えてくださいということ言ってますんで、その点はどうでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 選挙管理委員会事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（衛藤 公治君） 選挙管理委員会事務局長です。今溝口議員から指摘されたとおり、早急に経験を豊富に持つ職員を集めまして、今回の間違いを皆さんで検討して、今後このようなことの起こらないように対応していきたいと、早急にしたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） ぜひともお願いします。その中でスムーズに行くようになったら、今回、今言っておりませんが非常に票の出方が雑で、全然出ないなと思ったらぼこんと上がったたり、いきなり上がった人がそのままずっと変わらずにいたり、非常に首をひねるような発表も見られましたから、そのあたりもきちんとスムーズというのはスピーディーでいてかつスムーズにということも念頭において、そのことちゃんとやっていただきたいと思います。

以上で、選挙に関しての質問は終えて、次にソーラー発電についてお伺いしたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、6日の報道以降、極めて大がかりな開発がまた塚原に入ってきたということでございます。今まで続いていた共進跡地のメガソーラー建設については、市長が今、

もうこれは何度も聞いております、続けていくと、まだあと支払いが、売却代金を受けとってないだけだというふうなことでございますけれども。

県がせんだって、景観担当の職員を呼んで、市町村の。そして、景観を市長村と県と一緒に守っていくんだということで県下の自治体に声をかけてるということでございます。そして観光とか地域振興の点からも、地域の景観は財産であるという認識を県は示しました。また、地域で協議していく中で条例化を進めろというふうな意向も示しております。

それにあわせて実際に景観条例を持っている大分市、豊後高田、宇佐などが用意した届け出の要件基準などがあるということも教えているし、現地、その対象地の緑化措置を講じることを条件にするとかいう手法があるということも景観担当者にきちんと伝えております。また、全国的に見れば富士宮市がメガソーラーを設置しないように事業者に求めることのできる抑止地域を定めていることも事実でございますし、今後の昔から守られてきた景観を台無しにするような計画については歯どめあるいはフレーム、あるいは禁止も含めてやる必要があるという県の姿勢、これに対して市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 県と考え方は同じでありますけれども、やっぱり景観につきましては十分慎重な、そしてまた財産という感覚の中で考えていく必要があると、私も認識しております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） それにのっとして、市長の動きを今まで見守っていたといひますか見てきたんですけれども、当初今の共進跡地の問題についても、市長としては市が開発をとめられるような法的な根拠がないんだというふうなことも申されております。確かにない、しかし森林法とか景観を大事にするような法、条例じゃなくて法をたぐり寄せてくれば、さまざまな理由で待ったまではかけられると思うんです。ないんじゃないかと、とめる手だてがないというふうなことを首長が言うというのは、これは極めて私納得のいかない残念なことなんですけれども、そのあたりの心構えですね。

確かに条例はまだ持ってない。制定したばかりの景観条例にしても盆地に限られてる。確かに拘束力が塚原に及ぶことはない。しかし、今言ったさまざまな方法を国土開発などに関連する法を拡大解釈してでも、それに対応してちょっと待ってくれという間に由布市の条例制定を図っていく、そんな手法を使うことがまず一番重要だと思うんですけれども、そんな手法は使えませんか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 議員おっしゃるとおりでありますけれども、市としても抑制をする方向ということについては担当課、そしてまた関係各課と協議をさせて、何とかいい方法はないかと

いうことで今集中的に協議をさしております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） その協議は条例制定に向かった協議ですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 条例が、どういう形になるかわかりませんが、抑止するための策はということかということで今研究さしています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 考えると、本当由布市には潤いのある町づくり条例と景観条例、それに要綱も入れて設置事業の指導要綱ですね——も入れて、この3本立てで何とか業者に対する抑止の説明などを行う。確かに該当地にはないということはわかりますけれども。そこで首長みずからが由布市には景観を大事にする文化があるんだと、その文化を自分は守るために、保全するために景観というものを重視するという態度がそこで示されるわけですけども。ただ、条例をつくるということではなくて、自分がこのふるさとを愛している、誇りに思っている、それゆえにちょっと待ってくれんかという論理思考、論理を相手側に伝える、これが重要だと思うんですけども、そこから始まってみたらどうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そのように私も考えております。そしてまた、抑止と今は本当に禁止するということはできませんけれども、本当にそういう状況の中で地域の皆さんとか景観とかそういうものを十分配慮した形での要請というのは強くしていきたいというふうに考えています。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） その延長に、実際効力を持つ条例制定が待っていると思うんです。その方向を市長自身、構想なさっておりますか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほどから言ってますけれども、そこら辺条例についても、いかに抑制できるかという形で、条例大変難しい状況は各方面にありますから難しいんですけども、最終的にはそこにいき着けば一番いいと思いますけれども、いずれにしても抑止力を持つ形がどういう形がいいのかということで、今取り組みをさしているところです。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） この一番大事なところを市長も今おっしゃってくれた中に入っていると思うんですけども、今度明らかになった、6日の報道以降明らかになった部分ですけども、この資料の2でございます。新たに開発が明らかになった業者が、これは朝日によると日中企業というふうに報道されておりますけれども、日中じゃなくて中国じゃないかと思うぐら

いの内容でございます。日本と中国ではない、役員に対しましても、これは私資料、個人情報にもなるかと思うんで名前は消しておりますけれども、役員の取締役、資料2の下のほうですね、役員に関する事項で、取締役は日本人が1人入ってるだけで、上から順番に中国、日本、中国、中国、中国名の名前が表記されております。

そして、これも今共進跡地と一緒にですけど、裏側に資本金が1万円で10万円に格上げしてありますが、ファンドクリエーションと同じようにペーパーの企業が湯布院を担当する企業として、この最後の資料3、共進跡地の向かい、北側、北西側というんですかね——の境が別府になっておりますけれども、この地図の黒塗りのところは個人所有の土地で、白抜きになっているところは全部もう既に登記が終わってるという状態の土地になっております。ここにソーラーを置くのではないかという感じを持っておるのが実際でございますけれども、さまざまな規制はここにかけることはできるでしょうけれども、対面、黒いぽこっと点がありますね。共進跡地とここを合わせて、ここにパネルがぱっと並ぶような形で、果たして今まで大事にしてきた湯布院塚原の景観が変わることはないのか、影響を受けないのかと思えば、これは首を横に振るしかないです。大きく変わってしまいます。そして、その担当というか切り込み隊が中国の資本であるということが明らかです。

中国という国がどんな国か、現在防空識別圏の設定など見ていると、国民性がそこから伺い知ることができます。確かに現地の方も外国語を話す人間が来て、この土地を見て回ってる。「何してんですか」と言ったら中国語だった、通訳を介して言えば、「自分が買った土地に何をしようとして勝手だろう」と言われたと。そういう国民性はうなずけるところです。現在の中国の文化がこういう形の開発に1枚も2枚もかんで入ってきてると。ここに私は大きな危険性を感じるんですけども、この事実に対して市長はどのような感覚で臨んでおられます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう事実は今確かに掌握しているところでありまして、この点については今私自身も心痛めながら何かいい方法ということで考えていております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 何かいい方法の形は、やはり規制力を持った、抑止力じゃなくて規制力を持った、はっきりした条例を備えることです。そこに向けて早急に取り組む、その姿勢をちょっと示していただきたい。いかがですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほどから申し上げておりますけれども、職員等々で早急にそういう抑止の協議をさせてます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） まさに、これは早急がつくぐらいの急ぎ仕事で、しかしミスがあっちゃいけない。非常に職員の皆様方には血と汗を流すかもしれない。そういう性質の出来事だと思います。ぜひとも法整備、条例整備を完璧な形で出せるだけの英知を絞ってやっていただくことを心からお願いいたします。それでないと塚原が死にます。その点だけは肝に銘じておいてください。

誇れる土地が、いつも申しますけども、ここに住んでよかったと、あそこに住みたいと、住んでる人が思い、訪れた人が感じるような土地なんです、塚原は。そこが外国資本で無残にあるいは投資会社で無残に砕かれるような、そんな事実を座視して待つようなことだけは避けていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、3点目の学力向上策でございますけれども、県教委が学力向上支援教員を由布市に配置してくれてますけども、今何人でしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。今3名です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 3名で十分でしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） これ完全に十分ですとは言えませんが、今のところ有効活用しながら頑張っていると――です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 私は不十分だと思います。そして、この支援教員に頼るだけじゃなくて、みずから教員の方々が切磋琢磨する場を設定する。先ほどの教育長のお話ではモデルをつくって、そのモデルをみんなで目にして検証して、そして実行、長くはかかるであろうがという注釈つきでしたけども実効を待つと、実際の効力を待つということでしたけれども。秋田なんかのいい例を今まで検証なさってます。その成果も取り入れて、やはりよきことは模倣でも構いませんからやっていくという姿勢は必要だと認めますけれども、教育長のお気持ちは。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 議員言われるとおり、そのとおりであろうと思います。いいところはどんどん学んで実行していくということだと思います。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） それと同じようなことになると思いますけれども、まねをするというよりも、今度は学力を向上させるための方策として具体的に取り組む内容についてでございますけれども、地域の退職教員の方々に対するボランティアじゃなくてもいいと思います、有

償でも構わないと思います。支援教員とともに扱えるというか待遇を用意するような形で、内容をお仕事をしていただく形で、退職教員の方々に学力向上支援をお願いするというふうなことは構想にございますか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

退職校長会の組織として教育問題の自分たちはどうかかわっていけるかということ、そして各学校、そして各居住地の退職した先生方が、学校に必要度を調査している段階です。その中で、例えば西庄内小学校等は伝統的にかかわっているという事例もありますので、その辺をどのように有効活用するかということになるかと思いますが、全市的な取り組みを今のところまだ行っていない状態です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 西小学校が——庄内です。

○教育長（清永 直孝君） 西庄内。

○議員（14番 溝口 泰章君） 西小がやってるということは非常に心づよい、何か光が差しているような気がいたしますけれども、実際に退職なさった方々の中には、いつでもいいぞとおっしゃっている方々が私の目の前にもおります。そういう方々をお願いする。そして、これは無償よりも有償のほうが、こちらもすっきりするでしょうけれども。有償ということで、何か障害は発生しますか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 障害というのは起こらないと思っています。それは予算計上しながらやっていけばできることだと思います。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） ここは数の論理で、本当に多くの支援教員を退職教員の方々にもお願いするという形で学力向上、のみじゃないですけどね。学力だけじゃなくて、いろんな教えをやっていただけだと思いますので、ぜひともそういう方向性を考慮なさっていただきたいと思います。

また、先ほど同僚議員も庄内のことについて御意見提示なさっておりましたけれども、本当に30人を切った段階で子どもたち、出生数がですね。やがて6年後には小学校入学です。そういう時系列的な流れを見ますと、必然的に今の庄内中学と庄内小学校、そこに幼稚園も入れても構わないかもしれません。一貫教育というのは非常に効果的なものになるんじゃないかと思うんです、教育としてです。30人規模ですから、そこに今5校ですか、南がなくなったら5校になるんですかね。湯布院も4校、挾間も4校ですか、一番児童数の少ない庄内はまだ5校。

そういう状況から見ると、だっ広いから1校に統合するというのは考え方からも成立しにくいかもしれませんが、思い切って幼・小・中一貫の学校をつくって、それを全国に誇れるような学力も、心も体も健やかな子どもたちを育てるというテーマを掲げて、いつかやると目標として設定するようなお気持ちにはなりませんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

先ほど答えたとおりになるわけですが、現時点での耐震とか複式学級のあるなしとかいう見込みを考えたときに、今有効活用をできる3小学校については活用したいと、できれば小学校の間は遠距離通学をするよりも、やはり近いところで恵まれた教育をやるということは言えることだと思いますので、今議員御指摘のような長期的な展望を持った上での対応ということになった場合には研究しながら検討していきたいと思っていますところでは。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 小学校は地域のシンボルという考え方が、非常に根強く残っております。スクールバスで通わせることに何らかの抵抗があるのではないかと思いますけれども、子どもたちのことを考えるのか、地域のまとまりを考えるのかというときに、私は子どもたちの将来をまず最優先して考えるべきだと思います。多くの人たちと交わって、中ではけんかをし、中ではよくそれを是正して、また友達関係を深めていく、そういうことも小規模では不可能な場合が多い。だからといって大規模もだめですけれども。適正規模というのはそこになるかと思います。この方向性を出生数から割り出して、もうやらなきゃだめじゃないかなと思うんです。それが教育委員会の仕事になってくると思います。

実際に動けばどうなるのか、これはもう今申しましたスクールバスなんかの用意というのは、これはもう行政の責任で、教育委員会が決めて統合だということになれば、当然その手当は行政が行うということになります。そのスクールバスにお年寄りも乗っていいんだと、そういう柔軟性を持った施策を用意すれば便利にもなるでしょうし、学校に子どもたちが行くのに老人がついていって、そこでまた学校におりて入っていくということはないでしょうから、またスクールバスがどっかに移動して便宜を図るというふうな形で、ニーズを満たすこともできると思います。

ですから、一つの目標を立てて、そこに2つ、3つの付随する目的達成も考慮に入れて、多面的な教育と行政のタイアップ、これを協働してつくる、練り上げる、もうそんな段階に来ているような気がします。教育長と市長がそういう話をしてもいい時期じゃないでしょうか。お二人で教育に関して、これからの学校組織を、校数ですね、学校の数。統廃合なんか内容はいいです、話したことはございます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） いつも話しております。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） その割にはあんまりいい話が聞こえてこない。二人で内密でも構いません。子どもたちのために、こうしよう、ああしようというのは、市長と教育長は常に話す必要は私も認めます。市長がそうおっしゃっているんですから、よく話し合っているんでしょう、はい。ただ、その結果を早く市政に反映するような提示を、我々議会にもお願いしたい。それは今度は教育民生のほうで常任委員会に所属しますので、私もその点に十分注目してやっていきたいと思えます。

教える側がやはり、こういう子どもを育てたんだという誇りを持てる、そして育った子どもたちがどこに行っても私は由布市で育ったんだ、そういういいところ、あの学校はいい学校だった、そうやって小学校、中学校を振り返る20歳、30歳、40歳、50歳の大人たちがふえていくことを心から願うところでございます。その責務をまた市長も、教育長も持たねばならないと思えます。当然私ら議員も、そのお考えにいろんな形で参加していきたいと思えますので、今後の御活躍をお祈りするとともに、同じような夢を持って、同じ道を歩けると思えます。よろしくその点をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で14番、溝口泰章君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで、暫時休憩します。再開は13時といたします。

午後0時13分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

利光直人議員から所用のため、午後から欠席届が出ています。

次に、1番、太田洋一郎君の質問を許します。太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 1番、太田洋一郎。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきますが、その前に一言。

去る10月27日の選挙におきまして、非常に厳しい選挙の中、22名のお仲間に入れていただきました。ですが、選挙終わりましたら3万6,000人の代弁者として、この席に立たせていただいております。そしてまた市長の市長選という一騎打ちの中、非常に厳しい戦いの中御当選されましたけれども、選挙が終わった以上はしこりなく3万6,000人の代表者としてお答えいただきたいというふうに思っております。

そしてまた、私もこの席に立たせていただきますのは初めてのことでございますけれども、思

い起こせば9年前、湯布院町が合併で非常に揺れ動いたときの町議をさせていただいておりました。そのときに一般質問するとき非常に心細い思いをしましたけれども、そのときの議会事務局長であります秋吉洋一氏から、事細かく議案書の見方、そしてまた特に予算書、決算書の見方等々お教えいただき、そして一般質問の注意事項等々も非常に事細かく教えていただいたこと、指導していただいたこと、今思いだしております。

その秋吉洋一様、残念なことに公務中の事故で、副市長として公務中に事故で亡くなられたということを聞きまして、非常に心痛く思っております。その秋吉洋一氏に、この場をお借りしまして、改めてではございますが御冥福をお祈りし、一般質問に入らせていただきます。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

1項目めでございますけれども、組織再編計画における地域振興局のあり方と地域自治についてお伺いいたします。

各地域振興局が地域の特性にあった振興局となることが望ましいと思うが、どう考えますか。

2項目め、振興局と住民が協働し自治を進めるための具体策が必要と考えるが、どう考えますか。地域審議会にかわり、組織とはどんな組織をイメージされているのか、お伺いいたします。

次に、大きな2項目めでございますが、1次産業活性化及び後継者育成についてお伺いいたします。

特産品ブランド化プロジェクトの成果と今後の方針をお伺いいたします。

次に、安定した農業経営を推進するための具体的な取り組みがあるのかお伺いいたします。

次に、1次産業を担う後継者及び新規就農者の具体的な育成サポートシステムは考えておられますかお伺いいたします。

次に、大きな3点目でございますけれども、消防団員の確保及び地位向上、待遇改善の取り組みについてお伺いいたします。

各地域の消防団員減少に伴う対策はどうお考えでございましょうか。

次に、消防団員のさらなる地位向上のための環境整備と待遇改善は検討されているのかお伺いいたします。

次に、豪雨災害に対しての防災、減災対策についてお伺いいたします。豪雨に伴う土石流、河川氾濫等の災害が予想されるが、防災、減災対策はどこまで検討されているのかお伺いいたします。

再質問はこの場で、質問席でいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、1番、太田洋一郎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、組織再編計画における地域振興局のあり方と地域自治についてでございますが、組織

再編計画につきましては市民説明会で説明した基本方針は変わりませんが、機能を重視した振興局になるよう調整できるものは調整をして進めたいと考えております。

また、振興局と地域住民の協働のあり方、地域審議会にかわる組織の検討についての御質問でございますが、由布市が目指す市民参加と協働のあり方につきましては、これまで市民と行政や議会、地域とが、情報や課題を共有し、相互に連携を取り合い、それぞれが積極的に参加し、総意と活力を最大限に生かせるまちづくりを進めるために、市民参加を基本とした市民地域との連携と協働によるまちづくりを進めてまいりました。

今後につきましては、人口減少や超高齢化の現実や厳しい財政状況、地域分権のさらなる推進と将来の由布市を見据え、これまでの参加・連携・協働の考え方をより進化させ、地域でできることは地域で行うという住民主体の地域自治の仕組みを構築することが大事であると考えております。

地域の自主性、主体性を尊重し、行政と住民がお互いに補完し合いまちづくりを行うことができる仕組みづくりが必要であると考えております。

また、地域審議会にかわる組織のイメージについての御質問ですが、現在今後の由布市の新しい自治組織の形や仕組みを調査研究する地域コミュニティ活性化研究会の議論並びに第2次総合計画の中で検討するよう進めてまいりたいと考えております。

次に、特産品ブランド化プロジェクトの成果と今後の方針についての御質問であります。平成22年10月に由布市地産地消特産品ブランド化推進協議会を設立いたしまして、農業・商工・観光の相互連携による地産地消の推進とあわせ、特産品の開発やブランド化を図ることを目的として、平成23年度より地域雇用創造推進事業に取り組んでまいりました。

事業の成果といたしましては、生産者と消費者をつなぐ中間支援組織の設立や市内農産物を原料とした新商品が開発されております。今後もこれまでに開催したセミナー参加者を中心に新たな組織の発掘や育成に努めてまいりたいと考えております。

また、市内農産物を活用した商品開発や販路開拓などの取り組みを支援する、ゆふ地域資源活用特産品開発支援事業を今年度より実施しておりまして、6次産業化の促進や地域産業の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、安定した農業経営を推進するための具体的な取り組みについてであります。経営所得安定対策や中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金など、国の交付金を積極的に活用し、農業経営の安定に向けた取り組みを推進しております。

特に農地・水保全管理支払交付金につきましては、大分県内で2番目に多い1億2,900万円余りの交付を受け、農業用施設の保全や維持管理費に充てているところでございます。

また、中部地区食料・農業・農村振興協議会との連携によりまして、水田フル活用への取り組

みや売れる米づくりの推進、さらに経営能力向上の研修会や農産物の品質向上と生産性を高める技術講習会等を開催しております。多くの農業関係者が参加され、好評をいただいているところであります。

現在政府では、50年近く続けてきた米の生産調整である減反政策を廃止する方向で検討しております。今後の政策の動向を中止するとともに、国の支援事業を最大限に活用して農業経営の安定につなげてまいりたいと考えております。

次に、農業後継者及び新規就農者の育成サポートシステムについてであります。農業後継者問題は大変厳しい課題だと捉えております。現在取り組んでいる人・農地プランの策定を行う中で、集落営農の組織化、法人化の推進や認定農業者の育成、さらに次世代の担い手を含めた将来の地域農業のあり方を検討することとしております。

このプランに位置づけられますと、青年就農給付金や農地集積協力金などの交付を受けることが可能となります。多くの地域にプランの策定を呼びかけ、決定につなげてまいりたいと考えております。

次に、消防団員の確保及び地位向上、待遇改善の取り組みについてお答えをいたします。消防団員は地域の地理、住民の事情等にも精通した地域に密着した存在でございまして、日ごろから教育訓練を受け、地域の安全確保のため広範な役割を果たしており、今後もその活動が地域で求められております。

由布市の団員数の状況は条例定数805人に対し、合併以降750人前後で推移してまいりましたが、平成21年度に機能別消防団員制度を導入し、現在では780人前後で推移をしております。

団員確保につきましては、幹部会議でお願いをしているところでありますが、各団の対応を見ますと、退団する団員が補充団員を確保する地域や、自治区で確保する地域、退団者が再入団、また60歳を超えて新入団員となる地域もあるなど、それぞれの消防団地区で知恵を絞って団員確保に努めていると報告を受けております。

また、市職員につきましては、地元消防団への加入を進めてまいりまして、機能別消防団の拡充にも努めてまいりたいと考えております。

消防団員の環境整備につきましては、はっぴやヘルメット、火災現場用手袋、用水班用のゴム長靴を交付するなど、装備の充実に努めております。

なお、待遇につきましては、平成24年度に消防団員の報酬見直しを行い改善を図ってきたところでございます。

次に、豪雨災害に対しての防災・減災対策についてであります。近年の異常気象で局地的豪雨が頻発してまいりまして、台風も大型化の傾向にあります。その中で大災害のたびに指摘されて

きましたのは情報の重要性です。本年度災害情報等を由布市全域に知らせるため、緊急防災システムを構築し、防災ラジオを全戸に配布する計画をしております。

豪雨災害に対してのハード部分の防災・減災対策についてでございますが、土石流につきましては県の事業になりますけれども、主に砂防ダム事業を行っているところでございます。現在、市内では津江自治区大分川上流部及び昨年7月に土石流が発生し、甚大な被害をもたらしました岳本川で砂防ダム事業を行っております。

なお、岳本川につきましては、県・市関係各機関及び地元による水害土砂対策について協議する場として岳本川一元化促進協議会を設けているところでございます。

また、河川の氾濫に対しましては、大分川鮎川地区での改良事業、その他、市内大分川での河床掘削事業を行っているところであります。

なお、森林の持つ水源涵養や土砂流出防止などの多面的機能を高めることによりまして、湧水や洪水の緩和に努めていきたいと考えております。その対策といたしまして、人工林の広葉樹林化や複層状態の森林づくりを促進してまいります。

昨年7月に被災した岳本川上流域の対策といたしましては、新たな砂防ダムの設置とあわせ、河岸浸食による流木の発生を減少させる流木被害森林緊急整備事業に取り組むこととしております。

市民が、安全で安心して暮らすことのできる由布市の実現に向け、市民生活の安全確保のために災害に強い安心して生活できるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 再質問させていただきます。再質問の順番でございますけれども、少し項目順を変更させていただきまして、地域再編計画は最後のほうに回させていただきます。

まず、1次産業活性化についての質問、御答弁いただきましたけれども、やはり我々から見まして、特産品ブランド化プロジェクトの結果、成果といたしますか、なかなか有効的なものとして見えてこないというのが現実なところだと思います。

中には、ブランド化プロジェクトと言いながら、予算は総務省のほうからだと思うんですけども、そういったセミナーばかりやって、何がブランド化なんだというふうな声も聞かれています。

そういった中で、もちろん新商品を開発したり6次産業の活性化というところでやられておりますけれども、私は例えば農産物を加工して、それがブランド化になっていくとか、もしくは加工して付加価値をつけていくというやり方もあるんだと思うんですけども、もともとの農産物自体がブランド力を持つものにならないければ根本的な解決はないというふうに思っております。

そういった中で由布市の取り組みといたしまして、ホームページの中から抜粋させていただきましても、由布市有機農業推進計画、こういったものがございます。こういった取り組みというのは実際どこまで進んでいるのか。また、エコファーマー認定制度というものを導入してこういったものを普及させていくお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

有機農業の推進は、農産物の付加価値を高める上で有効な手段と捉えております。化学肥料や化学合成農薬の使用を減らすことによって環境への負荷が抑制されたり、安全・安心な農産物の生産につながるというふうに思っております。

それで、現在の取り組みといたしましては、環境保全型農業直接支払対策やe-n a おおいた農産物認証制度などの推進に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ということは、有機農業といいますか、これに取りかかるという準備はあると、そしてまた進める意思はあるということで理解してよろしゅうございますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

現在も必要があるということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ここからは私の個人的な提案といいますか、有機栽培もすばらしいと同時に非常に付加価値のつく栽培方法だと思うんですけれども、今世界が注目をしております自然栽培という栽培方法がございます。皆さん、最近の報道の中で若干耳にしたこと、目にしたことがあると思いますけれども、「奇跡のリンゴ」という本を出されております木村秋則さんという青森のリンゴ農家でございますけれども、この方が確立しました自然栽培法というのがございます。これは決して夢物語ではございませんで、肥料もやらない、そしてまた消毒もしない、何もしないという栽培方法なんですけれども、これが今徐々に日本全国で広まっております。そしてまた、結果が徐々に始まっております。これは非常に深い、付加価値のつく農産物の生産ができていくというふうな報告を受けております。

例えば、自然栽培に取り組んでいる岡山の倉敷自然栽培普及組合というのがございます。こちらは桃の産地でございますけれども、桃の取り組みとあと米の取り組みをしております。ここで

昨年から桃が採れ始めまして、自然栽培で栽培された桃でございますけれども。この桃でございますけれども、ほとんど袋がけの段階で全て予約で埋まってしまうという状況です。それも1玉2,000円という価格で売買されております。そして、ここで販売するお米でございますけれども、大体1袋の価格、30キロの価格が2万円から2万5,000円の価格で取引されております。

また、愛媛のほうで自然栽培をやられているグループがあるんですけども、こちらのお米でありますとか野菜でありますとか非常に深い価値が伴い、全て完売というふうな結果が出ております。

もちろんいろんな難関はございますが、こういった新しい農法の取り組みといたしますか、そういったものを有機栽培も含めて、もっともっと先にこういうすばらしい栽培方法があるんだということをお認めいただくといたしますか、栽培方法の一つの選択肢として由布市として進めていくお考えがあるのかどうか質問いたします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

「奇跡のリンゴ」の本を私も読んでみました。それで、課内でその本をみんなで読んで検討しております。

それから、梨同志会の勉強会にも無農薬というか自然栽培について取り組むことができないかどうかということ意見を聞いております。生産者の中から、経済上の問題や農業の循環システムの問題など、さまざまな意見が出されております。

自然農法の基本である無農薬、無肥料、無堆肥への取り組みは、農業に対する強い情熱と誇りが大変必要ではないかというふうに思います。そういう方があらわれたときに、バックアップしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） そういう意欲のある方があらわれたらバックアップするというふうなお答えでございましたけれども、現に湯布院町内で農家の後継者なんですけど、まだ20代の青年ですが、自然栽培法を取り入れて栽培をやろうということで今スタートしたばかりでございます。

そういった中で、彼も非常に思うところなんですけれども、先ほど強い志とおっしゃっていただきましたけれども、その強い志のもとに、やはりどうしても時間がかかる栽培方法でございますので、その辺の支援メニューといたしますか。例えば青年就農給付金でありますとかエコファーマー認定等々ございますけれども非常にハードルが厳しいと。例えば青年就農給付金、これは農

地が自分の名義にならないと給付できないというところが、そういったハードルもあるようでございますけれども。

そういう後継者を育てる、新規就農者を育てるという意味でも、その辺のところでは例えば市独自で応援メニューはできないのか、お伺いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

市独自の支援方法はないのかというお尋ねですが、なかなか物理的な支援というのは難しいんじゃないかというふうに捉えております。

それで、今現在改良普及員を2名体制にしております。改良普及員の指導や技術を生かしていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 改良普及員ということでございましたけれども、改良普及員の方々が本来の今までの通常の栽培方法であったりとか、そういったことで指導されるというふうなことも聞いておりますので、そういった指導員の方々にも有機栽培もしくは無農薬栽培、自然栽培ということを知っていただきながら、そういった方々にも理解を求めていく必要があると思うんですが、いかがでございましょう。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 有機栽培と自然栽培は少し異なるところがあるかと思います。有機栽培のメリットはたくさんあるかと思います。デメリットもございますので、そういうところも承知の上で取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも由布市農政の未来がかかっていると思います。これはそれこそ早急に取りかかる必要があると思います。というのも、TPPは必ず聖域なき部分で、農産物は必ず私は加盟するというふうに思っております。そんな中、従来どおりの農業やっても非常に厳しいという数字が多分出てくると思います。

こちらに、これは福岡市のデータなんですけれども、福岡市民の食と農に対する意識調査の結果ということで、以前木村さんに関する講演会で配布された資料でございますけれども、その中の人口割の中で、例えば有機栽培もしくは自然栽培ということで、通常の野菜、お米等々の農産物、多少お金を出してもいいですと。多少高いお金を出しても安心・安全を買いたいんだという人たちの割合というのが大体21.9%という数字が出ております。残りの75.4%、この方々というのはどうでもいいんですと、どうでもいいという言い方はおかしいんですが安ければいい

んですと、食べられればいいんですと、おいしければいいんですというふうな方々の割合だと思っています。

ただ、TPPが入ってきて、関税が撤廃されることによって、海外の安い農産物が入ってくる、そういったものに流れやすい割合の人たちは75%あるちゅうことです。ただ反対に、多少高くても国内産の高いものでも構いません、安心・安全を買いますという人たちちゅうのは21.9%あるわけです。これを例えば日本の人口に割り当てたときに、非常に大きなマーケットというふうに僕は捉えるんですけども、ここにしっかりと照準を合わせて農産物の高い価値といいますか、ブランド力を持った付加価値のついたものというのを提供していけるマーケットがここに存在するというふうに思っておりますので、このところはしっかりとこの数字を踏まえてやっていただきたい。

市長の所信表明の中にありますように、第3の実りあるまちづくりというところで農産物のブランド化を推進するということをおっしゃっていただきました。後継者の育成ということも推進しますということでございますけれども、この農産物のブランド化というのは、やはりハードルが高うございますけれども多少の批判はあると思います。例えば、梨農家の方々が「そんなことできるわけねえじゃないか」と、「俺たちに死ねちゅうことか」というふうな声も多分聞かれると思います。

ただ、これはやるかやらないかというところで大きな違いがあると思います。全てを切りかえていく、それは不可能でございますけれども、少しずつ切りかえていく、米と同時に果樹という部分は非常に可能性があると思います。そういったところも踏まえまして、ぜひとも市長の口から由布農政に対して、こういった取り組みをいろいろハードルはあるが進めていこうとする思いみたいなのがありましたら、聞かせていただければ幸いです。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私も「奇跡のリンゴ」の本は、本当に読んで感動いたしました。そして、その話を、ある地区で話をしましたら、「それができ上がるまでに何年も俺たちはその間、飯を食わんでおれと言うのか」というような意見も聞きました。そういう状況でありますけれども、私はこの自然のままの価値ある、そういうものですよね。そういうものは1人ふえて成功例ができれば、次にまた広がっていくと、そういうことになろうと思います。そういう意味でそういう取り組みをしてる方については、しっかりと応援をしていきたいというふうに考えています。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひ推進していただきたいというふうに思っております。全ての農地をこれに切りかえるというのは、これは不可能なことでございますし、農業者の方々の考えもありますので、そこは尊重していただきながら、ぜひとも成功事例をつくっていただきたい。

1件でも成功事例ができ上がりますと、付加価値のあるものとして皆さんにも受け入れられるんじゃないかというふうに思っております。

ちなみに、先ほど申しました岡山の倉敷自然栽培普及委員会、普及組合というところから、ことし私、桃をいただきまして、届きましたのは8月3日でございます。この桃でございますけれども、非常に今まで食べたことのないような、えも知れぬ香りとおいしさと、これが兼ね備わった非常に素晴らしいものでございます。5つ届きました。この5つのうち、まだ1つ、うちの冷蔵庫に入っております。もう4カ月以上たちますけれども、若干の傷みはございますけれども、腐敗することなくうちの冷蔵庫で鎮座しております。

それとまた、これは私、個人的にでございますけれども、試験的にこの春から小さな畑をつくりまして、そこで自然栽培というものはいかなものなのか、どうなのかということで実践してみました。そうすると、できるんですね。耕作放棄地になったところで約15年以上たつんですけれども、そちらにトマトでございますとか、もろもろの野菜を植えさせていただきますけれども、確実にでき上がりました。

ただ、一言注意しておかなければいけないのは、キュウリの例えば苗植えまして、実り始めるんですけれども、通常キュウリのつるから15本キュウリがとれるとしましたら、大体自然栽培でありますと5本から7本という、そういうふうに若干の減りがございますけれども、非常に素晴らしいキュウリができております。

そしてまた、由布市内にも非常に問題となります耕作放棄地等々がございますので、そういった耕作放棄地を活用するのも、こういった農法には非常に向いた土地だというふうに聞いております。自然栽培をやられる方々、皆さん口をそろえておっしゃるのは「耕作放棄地は宝の山だ」というふうにおっしゃっておられます。それはなぜかと言いますと、化学肥料であるとかそういったものが一切入っていない、年月が非常にたっておりまして、雑草等々が地中の悪いものも全て引き上げると、引き上げていただいているということで、自然に近い状態の農地がそこにあるというところでございますので、これも一つ耕作放棄地を考える上で、一つの取り組みとしてお考えいただければというふうに思っております。

とにかく、まず成功事例をつくるということで、若者たち非常に頑張ろうとしているやつらがいるので、ぜひとも応援をしていただきたいというふうに思います。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 新たな取り組みとして、新たな農業のブランド化というか、そういうことについて今そういういい事例があれば、その岡山の方を呼んだりして、講師に選んで、そしてそういう話も聞かせるような場を設定したいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとともお願いいたします。

ちなみに、今月15日でございますけれども、大分のほうで木村秋則さんの講演会がございまして、気がつきまして申し込んだんですが、大分のホルトホールであるんですが、既に満席という状況で非常に強い関心を皆さんお持ちであるということは、つけ加えさせていただきます。

それから、次にまいります。消防団の関係でございますけれども、確かに消防団の減少で各消防の部の対応に期待するということでもありますけれども、例えば他県、大分県外に目を向けますと、行政がかなり率先的に新入団員の確保というところに事業を進めております。例えば消防団員サポート事業というのがございまして、こういったことは御存じでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） サポート事業につきましては、高校生を使ったりとか、大学生を使ったりとか、団員にそういう事業がありますということは承知しております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 私が言う消防団員サポート事業というのは、ぜひこれ調べていただきたいんですけども、例えば消防団に入りますと特典があるわけです。簡単に言いますと、例えば大分県下でも高齢者の方が免許を返納するといろいろなサービスを受けられるシステムがございましてですね。例えばスーパーであるとか眼鏡店であるとか薬局、ホテル、旅館等々の利用が割引になるというふうなことがあるんですけども、こういった消防団に入ることによって付加価値がつくんだというふうな事業は、いろんなところで行われております。そうすることによって、消防団に入るメリットというものが出てくると思うんですが。

私も消防団23年間活動してまいりましたけれども、23年、24年前のことを思い浮かべると、地域に帰ってきたら地域の長男坊はみんな入るもんだと、消防団に入れてもらえというふうな状況でございました。私などは2年から3年入団を待たされた口でございまして、入りたくて、入りたくて、うずうずしていたんですけども、23年、25年たちますと、いても入らないと、この現状です。最悪の場合にはもう名前だけ貸してくれと。幽霊団員がふえるようなことでは困るわけです。

そこで、これはいろんな地域でも問題になっていると思うんですけども、消防団に入ることによってメリットがあるんですよ。そういったものも兼ね備えて、消防団の新規の団員の確保ということをやっております。これをぜひとも由布市でもやっていただきたいんですけども。消防団員のサポート事業、これはまたできれば県のほうとも連携して、こういった県下に広めていただきたいんですけども。例えば県の施設であるとか、そういったサポート事業に加盟する、協力するデパートでありますとか、そういったところ等々、これは高齢者の自主返納サポート加盟店というのがございまして、それと似たようなものとして位置づければよいと思うんですけ

れども。

そういったものと連動して、例えば消防団の団員章であるとか、ところによっては消防団員に配布するステッカーがございまして、これを例えば携帯電話でも何でもいいんですけど、それを張って提示すると、そのサービスが受けられるというふうなシステムがございまして、ぜひとも由布市として、こういったサポート事業を展開していけるかどうか、ぜひしていただきたいんですけども、いかがでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） お答えします。

この消防団員のサポート事業というのは、ちょっと私存じてませんでしたので、調査をして、またこれに則って、若干であります調査をしたいというふうに思います。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも調査いたしまして、実施の方向で考えていただきたいというふうに思っております。

よく出初め式等々で消防団員として訓練前の挨拶を聞きますと、よく皆様方、御挨拶の中に「地域の安心・安全のかなめは消防団である」と、非常に消防団を持ち上げる挨拶が多々あるんですけども、中身が伴ってないといいますか、そういったところもしっかりと側面支援といいますか、そういったことも必要ではないか。もちろん消防団の各部の取り組みというのは非常に必要なこととございますけれども、そのところはぜひとも検討していただきたい。

と同時に、もっと欲を言えば、消防団に入ると市民税の減免措置を受けられる。もっと踏み切って、それぐらいまで検討していただくと、消防団員の確保というのは徐々に広がっていくのではないかとということと。

それと、1つ、条例として位置づけていただきたいのは、例えば20名以上の事業所は、消防団員、総従業員数の5%を確保しますよと、これをしますよというふうな条例も将来的に視野に入れて、消防団に入ると就職も有利になるんだというふうな、そういったものも私は必要ではないかと、こういう御時世ですから思っております。そういうシステムができ上がれば、消防団の地位向上にもつながっていくのではないかとこのように思っておりますので、ぜひとも御検討のほどよろしくお願い申し上げます。いかがでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（御手洗祐次君） 減免措置につきましては税務関係の仕事だと思いますので、これについては私はちょっとお答えはできませんが、事業所の5%以上とか表彰規程等はございます。これにつきましては、なかなか民間企業につきましては、一遍に出ていくと後の仕事ができないというような回答が出ておりますので、そこはこちら側からお願いするだけになって

おります。

そういう中で、かなり農協の職員が入っていただいておりますので、そういうことも含めまして事業所をお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひとも事業所に働きかけていただきたい。といいますのが、例えば訓練がありますということで休暇願を出すと。そうすると事業所の方が、「おお、やったらおまえ、消防団で飯食わせてもらえ」と、そういう現状があるわけです。ですから、訓練に出たくても出れないという現状がありますので、そのところはしっかりと条例で定めるということも含めまして、それを含めた事業所に理解をいただくと。

記憶に新しいと思うんですけども、京都の水害ですね。あのときに地元消防団が出ておりました。そういった地域の安心・安全を守るというのは消防団の役目でございますので、その地域内にある事業所は、ある程度の理解をするという部分は、これは行政側の働きかけだと思いますので、団長名で「いついつ訓練があります。お休みさせていただきますね」というふうな案内文書だけでは私は弱いというふうに思っておりますので、ここはしっかりと働きかけといいますか、条例制定に向けて頑張っていただきたいというふうに思っております。あくまでも消防団員の立場に立っての質問でございますけれども、地域の安心・安全を守るための消防団員のさらなる待遇改善といいますか、そこは非常に急務だと思いますので、ぜひともよろしく願います。

特に近年の雨の降り方というのは非常に怖いものがございます。よく災害があったところ等々、事故があったところ等々、そういったところでよくテレビカメラが入って中継、インタビューしますけれども、高齢者の方々が必ずおっしゃるのが、「私は70年間ここにおるけども、こげな雨の降り方、初めてじゃ」ちゅうわけですよ。そういう状況が今、我々身近にそういう怖い災害が、本当に表裏一体としてそこにあるんだというふうな位置づけで、この問題も取り組んでいただきたいというふうに思っております。

では、次にまいります。これも関連してでございますけれども、豪雨災害に対しての防災・減災対策ということでありますが、先ほど市長のほうから県の取り組みであるとか、岳本川等のことはおっしゃっていただきました。非常に私が住んでおる地域も湯の坪というところでございまして、この岳本地区と隣接するいわば温湯区という一つの行政区の中にあるんですけども、この温湯区の中の湯の坪川というのがあります。これは岳本川に隣接する川なんですけれども、岳本前徳野線という、我々は通常湯の坪通りと言うんですけども、一番観光客の方が往来するメインストリートになる通りでございますけれども、それとちょうどリンクするような形で湯の坪川というのがございます。

ちょうど温湯区公民館の前の橋でございますけれども、ここの橋が一つ問題がございます、例えば豪雨災害といいますか、岳本川で出ましたような豪雨災害がもし仮に起こりますと、この上流域も非常に危ないんですけれども、砂防等々があるんですけれども、40ミリから50ミリを超える雨が降った場合に砂防ダム一気に超してしまいます。今まで幸か不幸か災害はないんですけれども、先ほど問題があるという湯の坪川にかかる湯の坪橋なんです、こちらは橋梁下といいますか橋の下が暗渠になっておりまして、通常の川幅よりもぐっと橋の下が狭くなっているんです。仮にここに風倒木等々が挟まった場合、ひっかかった場合に、ここに土砂が非常に堆積すると。そうなりますと、湯の坪地域はかなりダメージを受けるといいますか、壊滅状態なことが予想されます。ここのところもしっかりと由布市の対策の中に位置づけていただけましたら非常に幸いなんですけれども。

ここにハザードマップがあるんですけれども、非常に危ないところに全国有数の観光地のメインがあるというふうな位置づけは、ぜひ持っていたきたいんですが、そういった住民の安心・安全を確保しながら安心して住める地域と同時に、訪れる方々も安心して訪れていただく観光地として、ぜひともその災害対策といいますか、災害予防の観点からも一度この橋の状況を視察していただいて災害に強い観光地づくり、また安心して住める地域づくりのために取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（生野 重雄君） 湯の坪川ですね。昨年の岳本川で大災害が起きたときも、湯の坪川でも同じような土石流が起きたと思います。その点に関して、県道の塚原に行く県道の上に砂防ダムがありまして、災害の後見ると、そこに風倒木がいっぱいたまって、砂防ダムにある程度効果があったのかなということは考えております。その後、県のほうで、ポケットにたまった土砂並びに風倒木を除去しているのが現状です。

議員が先ほどおっしゃった県道のかかっている橋のことだと思うんですけど、その辺のところはまだ、じっくりは見ておりませんが、前回の災害のときはそのような状況でした。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 岳本前徳野線というのは県道ではございませんで、由布市道になります。由布市道に係る橋でございますので市の管轄だと思うんですけど、一度現地をごらんになっていただくとわかると思うんですけど、その橋の下だけかなり暗渠になっているというふうな現状もございますので、実際に昨年の岳本川が氾濫したときの風水害のときに、同じ湯の坪川でも風倒木が20本以上流れたというふうな報告も受けております。これはたまたまひっかからなくてよかったというだけで、たまたまでございますので、少しでもそういうリスクを回避

するためにも、早急な取り組みが必要だと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひますが。

○議長（工藤 安雄君） 建設課長。

○建設課長（生野 重雄君） 済みません、河川の道路は、上の県道の分と思つてたんですけど、野菜屋さんの前の。

○議員（1番 太田洋一郎君） そうです。

○建設課長（生野 重雄君） あれですね、わかりました。ことしはちょっと川の路線は違ふんですけど、岳本川ではそのような計画等は現在進行しているところですけど、あわせて湯の坪川のほうも見ていきたいと思つております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ぜひともそのところはしっかりと見ていただきたいと思ひますが、しっかりと対策をとつていただきたいというふうに思つております。仮に災害が起きた場合、もちろん我々住む市民として非常に怖い思いをするわけですが、ただ、それだけの問題ではないといひますか、例えば一番観光地のメインのところでございますので、そこで仮に被害が出てしまいますと、非常に風評被害も含めまして由布院観光には打撃を受けるという部分がございます。そうなりますと、由布市の市税といひますか、税金にもかかわつてくる問題でございますので、ぜひともこのところは重点的に検討いただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひ申し上げます。

そしてまた、最後でございますけれども、組織再編計画でございます。あと時間が余らないので単刀直入にお伺ひいたしますけれども、先ほど市長のほうから地域自治を進める具体的な方向ということで少しお話をいただけたと思うんですけども、例えば地域自治を進めていくに当たつて、何か新しい取り組みでございますとか、そういったことはお考えでございませうか。例えば地域自治区みたいなものを創設するであるとか、そういった取り組み、市民の声をしっかりと反映していくという意味では、非常に必要になってくると思うんですけども。そのところは市長、どうお考えでございませうか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それぞれの地域がございませうけれども、その地域の活性化とか発展については、由布市の取り組みとしては地域の底力事業だとか、そういうような地域の今まで埋もれているよいところを発見しながら地域で活性化していこうというふうな状況であります。

将来的には、今地域審議会にかわる、そういう地域の組織を検討しながら、そしてその地域がどのように課題を解決していくかという、その協議ができるようなそういう形をつくっていく

必要があるというふうに認識しています。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） そのこのところ、例えば具体的にこういうふうな動きがあるんだとか、こういうふうなこと検討しているんだというところがございましたら。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

今市長が調査をやるというふうなことで申し上げましたけれども、実は25年の4月から由布市の地域コミュニティ活性化研究グループ設置要綱をつくりまして、地域振興局のまちづくりの担当、それから総務課のいわゆる自治会の担当、それから公民館のいわゆる地域のコミュニティの担当者も含めたところで、研究会グループを立ち上げたところでございまして。

中身は今言うようないわゆる地域の自主性、それから自立性を高めていくための手法や仕組みづくりを一体どのような形がいいのかということは今調査研究を行ってるところでございまして。実際150自治区現在ありますけれども、この自治区それぞれ共通課題もございまして、それぞれ問題も課題も違うということで、新しいシステムに向けた取り組み、それから県内の視察、県外の視察もこれから検討していくようなことになってますし、実際今アンケート調査をこれから具体的に、150自治区の実際の今の取り組みの内容を含めたところを調査をやって、二、三年をめどに進めていきたいというふうなことを考えて立ち上げたところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） そうですね、今お答えの中で、どう理解していいのかというところでございますけれども、これ例えば地域自治区の設置に向けて検討するというふうな意味合いで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） お答えをいたします。

今地域審議会が平成27年の3月31日で消えるということでございまして、その組織にかわる諮問機関が必要なのか、必要じゃないのかということも含めて検討をしていくということになってございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 済みません、私がちょっと勘違いしておりまして、地域自治区を設置するというわけではないと。地域審議会のかわりになるものということで検討するということがよかったですか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 全国に今地域審議会を選択した合併市長村もございまして、地

域審議会以外に地域自治区の一般制度や合併特例区も含めたところで、ただの普通のまちづくり協議会を設置しているところもたくさんございますし、そういったこともいろんな例がたくさんあります。その選択肢の中でもどれがいいのか、どういう方向がいいのかも含めて、当然調査研究をするということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） わかりました。では、これからは一応要望なんですけども、できれば宮崎県、非常に地域自治区の推進が進んでおりまして、宮崎県の例えば宮崎市でありますとか延岡市でありますとか、小林市、日南市あたりというのは、地域自治区がしっかりとつくり上げております。これはやはり行政と市民が協働してまちのニーズをしっかりと反映させていくというふうな自治組織になっておりますけれども、ここのところはしっかりと参考にしていただいて、ぜひ由布市の中でも地域自治区を設置していただきたいというふうに思っております。

総務省は、同時に全域に設置せず、段階的に設置をすることは可能であるという見解を示しておりますので、例えば地域自治区をまずは湯布院地域からもしくは挾間地域から庄内地域からでも構いませんので、少しずつ進めていくということも視野に入れて、調査研究していただければ、非常に市民の方々というのは混乱を少しでも回避できるのかなというふうに思っております。

こういった質問をさせていただくのも、私は合併してすぐ地域審議会に入りまして、これは私の簡単な思いの中で解釈したんですけれども、地域審議会というのは各地域の町議会みたいな役割があるんじゃないかというふうに思った訳です。その地域、地域の問題であったり課題であったりということも、もちろん市長の諮問機関でもあるんですけれども、そういった中で地域のこと、湯布院のことをしっかりとここで議論ができるのかなというところに入ったんですけれども、若干それは違っておりまして、言葉は悪いですけども、少しガス抜きに使われたなというところがございます。

そういった中で、市長に対する答申書、こういったものも地域審議会として出させていただきました。これは庄内の地域審議会、そして挾間の審議会からも出ておりますけれども、やはりこういったものをしっかりと反映させていきたいというためにも、ぜひとも地域自治区というものは私は必要だと思います。

そしてまた、組織再編計画ということで、庄内、真ん中にとのことの動きでございますけれども、非常にやっぱり市民の方々、特に両隣といいますか、挾間の方々と湯布院の方々は、非常に不安に思っておられることも事実でございます。そういった中で、市民の方々の不安を少しでも除去するといいますか、そういった意味でも地域自治区ということは非常に私は意味があることだと思いますので、ぜひともその調査研究の中にしっかりと含みおきいただきたいというふうに思います。

そしてまた、ぜひとも我々の声というものをしっかりと反映させていくような組織再編計画にしていなければなというふうに思いますが、いかがでございましょう。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） ありがとうございます。庁舎が庄内に来るという形で、いろんな届け出やあるいはいろんなそういう戸籍だとか、住民票だとかいろんなことが全部庄内で集中してやられるということを思っている方もいらっしゃるんで、この点についても説明したいし、これが庄内に庁舎来たから庄内が全部発展するとか寂れるとかいう問題ではなく、それぞれの地域が振興局を中心に振興局でできること、地域でできることは振興局を中心に地域の皆さんが協議をしながら、その地域の発展を考えていくという形をとっていきますので、心配はしなくてもいいのではないかと。この辺のことについても、市民の皆さんにも十分理解いただくようにお話をしてみたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） できれば、また再度地域再編計画を練り直せとは申しませんが、やはりもう一度各町から出ました答申書というものをしっかりとお読みになって、総務部長も若干の微調整はしますというふうな御説明が一昨日の答弁であったと思いますけれども、微調整ではなくて、ある程度大胆な調整をしていただいて、その地域、地域にあった振興局にしていくというふうなこともぜひとも勘案していただきたい。

と言いますのも、やはり3つの町を見ると非常に個性があるわけです。湯布院は湯布院、庄内は庄内、挾間は挾間という個性がございまして、その個性をしっかりと生かすような振興局にしていきたい。そのためにも、例えば3、4人が妥当なのかというところも含めて再度考えていただきたいといいますか、夏場にありました地域の説明会の中で、こういったものを配られて説明されておりましたけれども、これに関しまして幾つか質問が出た中で、例えば湯布院の場合には、観光課みたいなものをしっかりと残してもらいたいということでもございましたけれども、それはなかなか厳しいと、ただ微調整はしますよということでもございました。

そのときの副市長のお答えの中で、「課レベルの存続はありません」というふうなことで、ずばっと切り捨てられるような言い方をされましたものですから、それはいかがなものかと思いついて、もう時間もありませんのであれですけれども、できれば地域の個性を生かした振興局にしていきたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、私が、ここの質問席に立った理由につきまして一言申し述べさせていただきますと、7月25日に温湯地区の説明会がありまして、そのときの観光課等々どうするんですかというところで、市長がお答えになられかけたときに副市長がそれを断ち切るように、「いえ」というふうな御答弁をいただきまして。そのときに私はスイッチが入りまして、これは

蚊帳の外で何ぼ言ってもつまらんなど、やはり22人の中に入らんと何を言ってもだめだなというふうな思いがございまして、この場に立たしていただきましたのを、これは一つ——いえいえ、もう結構でございますけれども、これはお礼を申し上げるべきなのか、うちの家族からは多分副市長はにらまれていると思いますけれども。そういった経緯も踏まえまして、この場に立たせて質問させていただきましてけれども。

最後になりますが、地域振興局、再度申しますように、地域の個性ある振興局に、ぜひしていただきたい。微調整がより大きな微調整になることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で1番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

.....

○議長（工藤 安雄君） ここで、暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、10番、小林華弥子さんの質問を許します。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 10番、小林華弥子です。いよいよ一般質問も最後になりました。ですが、今任期最初の定例会です。さきの市議会議員選挙で大変多くの支持をいただきまして3選目に上げさせていただきました。私は町議会議員時代も含めて、議会議員になってもう10年になります。最初に議会に出馬したときには、こんなに長く議員をやるとは自分でも思っておりませんでしたけれども、長い間多くの皆さんの御支持をいただいて、またこの場に立てることを大変うれしく思っております。10年たっても、まだ最年少ということですので頑張っていきたいと思っております。初心を忘れずにしっかりとやっていきたいと思っております。

一般質問は、毎回言っておりますけれども、私は一つは執行部、市政に対する政策提言の場として、それから市長と施政方針について議論する場であること、そして議会の監視機能、チェック機能を果たす場であるというふうに捉えております。その視点から、また今回4項目ほど質問を出させていただいております。

それでは、通告に従いまして質問に移りたいと思っております。

1点目、太陽光発電事業について、メガソーラー事業について。

きょうも大変傍聴者の方もマスコミの方も詰めかけておられまして、それだけこの問題が今由布市にとって大問題であるというふうに捉えております。大変市民の関心も不安も高い中で太陽光発電事業について、市の姿勢を追求したいと思っております。

まず、塚原に前から持ち上がっております、いわゆる全共跡地の問題ですが、これについて、さきの9月議会で私が一般質問した後、9月の新聞報道がありました。お手元に資料配布させていただいておりますけれども、後ろから2枚目、9月24日の朝日新聞に記事が掲載されました。「売買契約を結んだ業者が、プロポーザル応募の際に書類提出後に価格変更をした」というふうに報じられておりますが、このプロポーザル募集から受付、審査決定までの経緯はどのように行っていたのか、お伺いをいたします。

2点目は、塚原観光協会を初め湯布院の観光5団体から要望書を出された。その市の考えはということですが、これにつきましては午前中溝口議員の質問に対して市長、お答えになっていらっしゃると思いますので、それ以上のことがなければ結構です。

3点目、また前回の私の一般質問に対して、太陽光発電事業に関する由布市としての一定の基準づくりの必要性を市長は認められました。その後基準づくりの検討経緯はどのように進められているのか、具体的に教えてください。

大きな2点目です。ことし3月に制定された環境基本条例に則り、今後環境基本計画が策定される予定だと聞いております。この環境基本計画の具体的な策定方針や産廃施設の建設等に歯どめをかけるための基準・検討はどうなっているのか。これにつきましては御存じだと思いますけれども、そもそもこの環境基本条例をつくったきっかけが、挟間に持ち上がった産廃施設建設計画でした。これをとめるために何としてもいろんな手だてを打たなければいけないということで、市として独自条例をつくれないうということから環境基本条例をまずはつくろうと。そのあと具体的な歯どめとなる計画をつくっていかうという説明だったと思います。あれからもう大分日がたっておりますけれども、具体的な歯どめの規制基準や検討はどうしてきているのか教えてください。

それから、大きな3点目、合併後、湯布院町まちづくり審議会の詳細議事録が作成していなかったことが判明しました。私もまちづくり審議委員をさせていただいておりますけれども、改選前のまちづくり審議会の詳細議事録を文書の情報公開請求が出たと聞きました。そのときに、詳細の議事録をとってなかったということが審議会の中で報告されて、私はびっくりしたんですけども、いつからこれとらなくなっていたのか。また、これまちづくり審議会だけではなくて、市の各種審議会や委員会の会議記録というものについては、どういうふうに規定して扱っているのか教えていただきたいというふうに思います。

大きな4点目、湯布院厚生年金病院が公的病院としての存続を決定しました。市長みずからが厚労省にも出向いて、さんざん存続活動をした成果だと思いますが、今後由布市における年金病院のあり方をどう考えているのか、特に由布市として地域病院との連携や地域医療の充実推進のために年金病院とどういう関係をつくっていくのかということをお伺いしたいと思います。

再質問をこの席でしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、10番、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、塚原全共跡地の売却に係るプロポーザル募集の経緯についてでございます。土地売却による利用提案を昨年11月に募集いたしました。応募申出書は2社から提出されましたが、提案書の提出は締め切り日の30日に1社のみ提出をされたところであります。

その後、12月6日にプロポーザル審査委員会を開催し、提出のあった業者を優先交渉権者として決定をいたしました。塚原観光協会初め湯布院の観光5団体から要望書が提出されたことに対する市の考えにつきましては、溝口議員にお答えしたとおりであります。

次に、太陽光発電事業に関する由布市としての基準づくりなどの検討対応でございますが、政策調整会議や庁内再生可能エネルギー連絡調整会議を行い、具体的な調査研究を行っているところであります。今後も景観計画を含め、手法の検討を続けてまいりたいと思います。

また、現状においては、由布市太陽光発電施設設置指導要綱によりまして指導をしているところであります。

次に、環境基本計画に関する計画策定方針についてであります。環境基本条例の第1章、第3条に基本理念、第2章、第1節8条に施策の基本方針、同じく第3節10条から30条に環境の保全及び創造に関する基本的施策を定めていますので、これらに沿って計画策定を進めてまいりたいと思います。

また、産廃施設建設等に歯どめをかけるための規制基準の検討はどう進めるのかということでございますが、環境基本条例に定める基本理念、基本方針、基本的施策を具体的にする中で、これまで意見の出ていました希少生物の保護に関する条例や水道水源保護条例等についても策定をする方向で、策定委員会や環境審議会において御検討いただくよう進めてまいりたいと考えております。

次に、各種委員会や審議会の会議録についての規定や扱いについてでございますが、審議会等に関する規定として由布市審議会等の設置及び運営等に関する規程がございます。会議録の作成に関しましては、具体的には定めておりません。各種委員会や審議会の事務局を務める各所管課におきまして、議事の要旨を取りまとめるなど適切に作成することとしております。湯布院町まちづくり審議会における会議録作成の現状は、会議内容の要点を職員が記録し、供覧、確認後に保存をしているところであります。

次に、湯布院厚生年金病院の問題についてでございますが、湯布院厚生年金病院の存続に関しては社会保険病院、厚生年金病院の所在する自治体と住民の共同要望書を提出するなどして地域医療機能推進機構法の法案作成段階から政府、厚生労働省、与野党関係者への要請や意見交換を

重ねてまいりました。

また、新しい機構が広く地域住民の意向を反映させた病院運営によって、地域が必要とする医療、介護を提供し、地域医療の再生、充実に大きな役割を果たすことを願って住民とともに運動を展開してまいったところであります。現在、新機構への移行作業は予定よりおくれれておりました、職員を対象に新機構への雇用継続の意向を確認する作業が進行中であります。

このようなことから、新機構病院としての事業計画の策定が行われていないままでございます。事業計画策定にあたっては、地域医療機能推進機構法に定める地域協議会の設置を義務づけています。

地域協議会は、新機構の事業計画に地域住民、それから医療、介護関係者、自治体等の要望を反映して、支援・協力の方策を病院側と協議して具体化することを目的としております。このような現状を踏まえまして、全国23自治体と2市民全国組織からなる「より良い地域医療機能推進機構の創設を目指す全国ネットワーク」の代表を務める私としては、他の幹事自治体の代表とともに来年の1月、厚生労働省や年金・健康保険福祉施設整理機構に対して、地域協議会の早期設置等に対する緊急要望を行う予定にしております。

今後の年金病院のあり方につきましては、新機構後の体制等を見据えるとともに、地域協議会の意見も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、地域病院との連携や地域医療の充実推進のための関係づくりについての御質問でございますが、さきの加藤議員の御質問にもお答えをいたしました。由布市では本年の10月に多職種間の連携が円滑に機能する支援体制の構築を目的といたしまして、由布市地域包括ケア推進プロジェクト会議を設立をいたしましたところであります。このプロジェクト会議を中心として、由布市の特性に応じた地域包括ケア推進事業を計画実施することで、地域病院との連携や地域医療の充実等を図ってまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長でございます。小林議員の御質問にお答えいたします。

塚原の太陽光発電事業にかかわるプロポーザル応募時の価格変更につきましては、提案書を契約管理課カウンターにおいて受付を行いました。その後、10分ほどして価格調書を差しかえた旨の申し出がありました。増額の申し出であり、提案業者には再度増額差しかえでよいのか確認し、差しかえを認めたと記憶としております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） では、再質問に入りたいと思います。

先に、ちょっとお断りしておきたいんですが、また時間切れになりそうなので、順次質問していきますが、環境基本条例と議事録と年金病院について、もし時間がなければまた次回に回しますので、済みません。

プロポーザルの件なんですが、今課長が提案書を最初に業者が持ってきてから10分後に差しかえたいというようなことを言ってきて差しかえてきたとありますが、これ資料をお配りさせていただいておりますけれども、最初の資料1は、これ昔議会の全員協議会で配られたときの経緯を説明されたときの資料です。

今回のプロポーザルで、まず応募受付の締め切りが11月27日だったと思います。27日の夕方5時までが応募受付で、そのときには湯布院塚原ソーラー・エナジー合同会社、これが今回契約した会社ですけれども、ここともう1社が、この時点では2社応募があったというふうに報告を受けています。

その後、今の説明ですと11月30日、これが多分夕方5時が提案書の受付だったということで、このときに差しかえを持ってきたというふうに今言われたんだというふうに思いますが、これソーラー・エナジー合同会社が最初5時前に持ってきて、今増額をしたいから書類を差しかえたいと言われて、新聞によると書類の中身を見る前だったので差しかえに応じたというふうに言っておりますけれども、11月30日の何時ごろの時点でこれを持ってきて、それで今増額の申し入れだったというふうに言われておりますけれども、書類の中身を見る前に増額をしたいから変更したいというふうに持ってきたんでしょうか、業者は。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えします。

昨年の11月30日に提案書を持ってこられました。時間がいつ、何時くらいであったかというのははっきり覚えていませんけれども、午後の4時は過ぎていたと記憶しております。もう時間が下がっていたと記憶しております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） そのときに、前に持ってきていた書類はまだ見てなかったんですか。差しかえたいというふうに持ってきたときに、金額を変更したいから差しかえたいというふうな説明があったんですか、なかったんですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 差しかえをお願いしたいという申し出で、そのとき初めて書類を見たと記憶しております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 先に出された書類を朝日新聞の記事によると、課長は書類の中身を見る前だったから差しかえに応じたと新聞社には答えていますけれども、その時点では前に出していた書類の封を開けてなかったんですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） お答えいたします。

価格調書につきましては、封筒に入れた状態ではなくて、ほかの提案書類と一緒に綴じる形で提出していただいていますので、めくればわかるという状態でした。もらった時点ではほかの仕事をしていましたので、中の内容を詳しく見ていなかったということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 最初の書類を出してきてから10分後くらいにこれに差しかえたいんだけど、業者が持ってきたときに何で差しかえるのかという説明はあったんですか、なかったんですか、聞いたんですか、その差しかえ理由を。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 事情で増額をしたいと言われたと記憶しております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） お手元にお配りしている資料の2枚めくっていただいて、これ2ページ目からはこのときの由布市の塚原全共跡地のプロポーザルの募集要領です。これを、業者にも配って事前にこれを遵守するようというふうな説明がされています。ホームページにも掲載されています。

これの、4ページ目ですね。4ページ目の（6）の真ん中の下のあたり、このプロポーザルの応募受付をするときのいろんな条項が書いています。応募申込者その他応募者から提出した書類の取り扱いの（7）のところに、誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更及び追加は原則認めないと書いてあります。ただし、やむを得ない事業があると、本市または審査委員会が判断した場合には内容変更及び追加を認めることがある。ただし、譲渡価格調書を除くと書いてあります。

一度出した書類を変更することは基本的に認めちゃいけないですよ。プロポーザルというのは、入札と同じですから。ましてや、譲渡価格を変えてきたいなんてことは、どんなことがあっても審査会も認めてはいけなくて自分で書いてありますよね。今、課長の答えで、増額して価格を変更したいからという差しかえがきたときに、これ受け付けちゃいけないんじゃないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） お答えいたします。

確かに、そのとおりでございます。1社しかなかったということもありまして、大目に見たということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） みずからこれ手続の違反をしているというふうに認められたんだと思います。1社しかなかったっておっしゃっていますけれども、これ既に事前に応募は2社あったわけですね。だから、普通考えれば2社から提案書は来るというふうに考えるのが普通だと思います。5時ぎりぎりであったにしても10分前だか、5分前だかは知りませんが、もう1社のほうが当然提案書を持ってくるでしょう。

この経緯を見ますと、もう1社のほうが応募の取り下げをしたのは12月3日です。提案書の受付締め切りが過ぎて、提案書を出さなかったから取り下げしたんだと思うんです。そうすると、普通事務局担当としては11月30日の5時ぎりぎりまでもう1社が来るだろうというふうに思うのは当然だと思います。

それを、もう1社しかないから、この会社しかないから増額することを知っていながら応じたというのは、これ明らかに違反だと思いますし、これこういうことを本来手続上だと、価格を変えるための変更だったらまず認めてはいけないんですけれども、朝日新聞によると副市長もこれ別に増額することに、高いお金で買い取ってくれるのにこしたことはないからよかったんだみたいなコメント出していますけれども、これ価格変更に認めないというふうに規定しておきながら、副市長これはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長です。今言われました価格変更、価格の差しかえについては、この新聞記事の取材を受けるまで、私も実は知りませんでした。今回の、全共跡地の売却につきましては、私は20年来の入会権者の方々の要望……。

○議員（10番 小林華弥子君） そのことはいいです。価格変更についての質問なんで、結構です。

○副市長（島津 義信君） 確かに新聞記事のように、差しかえのことは承知しておりませんが、状況といたしますか、事情を考えれば高いにこしたことはないというふうに正直思っておりました。それを答えただけです。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） じゃあ、事前に価格が上がるのがわかっている価格変更を認めたわけではないですね。

では、課長の段階でこれ確実にプロポーザルの受付手続違反があったわけですよ。価格変更なんかに応じちゃいけないし、書類の差しかえなんかしてはいけない。これ非常に厳しくこういう

ことをしないと、競争原理を、公平性を欠くことになるからこういうことを禁止しているのを、そういう手続違反があったプロポーザル契約というのは、非常に問題ではないかというふうに思いますが、市長、これはどう思われますか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） その状況を考えてみると、課長がそういうふうにしたことについても理解できるというふうに思っております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） なぜ理解できるんですか。プロポーザルの手続で禁止されていることを課長がやってしまったことを、なぜ理解できるんですか。これ理解しちやいけないことなんじゃないですか。そういう価格変更とか、書類の差しかえをやってもいいというふうに今市長は思われたということですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。お答えします。

私が、契約管理課長から聞いた話では、提出を受けて10分後にすぐ差しかえに来たという状態ですので、一番最初の書類については正式にまだ受け付けていない段階だと、そういう中で差しかえを10分後ですので、それが次の日とか、二、三日たってということになれば、そういったこともあろうかと思えますけれども、そういった解釈を聞いたところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） おかしいと思いますよ。来た書類を机の上に置いて10分間放置しておくわけないんですよ。これ、プロポーザルの受付のコピーはしませんでしたけれども、課長はわかっていると思いますけれども、受付手続ですね、応募書類の受理、持ってきたらその場で事務局が応募書類に押印をして、受付番号を書いて、日時を書いてコピーを先方に返して渡すんですよ。業者が勝手にぼんと置いていたのを10分放置するわけがないじゃないですか。明らかに後で、これ10分後にでもいいから来たときに差しかえたい、一遍受理したものを差しかえたんでしょ。そういう詭弁は言わないでください。

私は、このプロポーザルそもそもがちょっとおかしいと思うんですよ。その受付、その1社だけだったと思っていたということも何でかなと思いますけれども、そもそもこのプロポーザルを募集する前から、大体まず期間が短すぎる。これはいろんな人からも指摘されていますけど、募集期間がたった3週間だけだったですよ。

これ平成20年のときにも、この場所をプロポーザルにかけましたよね。そのときに、そのときは問い合わせがあったけど応募がなかったというふうに資料にも書いてありますけれども、この平成20年のときのプロポーザルは2月中旬から5月末まで約3カ月間くらい募集期間設けてい

るんですよ。

普通プロポーザルというのは、この土地を売却しますよと言ったら、いろんな業者が土地を見にきたり、それから計画を立てたり、周りのことをいろいろ調査したりして、応募しようかどうかしようかするのに、このくらい普通期間は設けるのは当たり前だと思うんですけど、なぜ今回だけは3週間、こんな短い期間で募集を締め切ったんですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） お答えいたします。

応募期間は、11月1日から30日までですので、3週間ではなくて30日間でございます。それから、この1カ月間をしたという理由についてですけれども、8月中旬、下旬くらいから太陽光の申し込みをしたいと、土地を貸してほしいとか、そういうような問い合わせが結構何社からもありました。ですから、そんなに期間は待たなくても応募はあるのではないかという判断に至ったところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 8月下旬ごろから何社か土地を貸してほしいというような問い合わせがあったというふうに言っています。この最終的に契約した湯布院塚原ソーラー・エナジー合同会社、この関係者と由布市が一番最初に接触したのはいつでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 親会社のファンドクリエーションと折衝をしております。今この時点で何月何日というのは覚えておりませんが、8月中旬か下旬であったと記憶しております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） その8月中旬か9月ごろに、このファンドクリエーション、親会社であるファンドクリエーションと誰が会いましたか、課長だけですか。市長とか、副市長も会っていたんじゃないですか。市長、副市長あっていますか、この8月か9月時点で。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 私は会いました。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） そのときにどういうお話をされたんですか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 最初にお話がありましたときに、仲介をとという形の方がいらっしゃいます。市内に在住の方です。その方からは、全共の跡地について今こういう話も来ているので、市のほうで処分することはできないかというお話がありました。最初はそういうことです。一番

最初はです。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 9月19日だと思うんですけど、私が聞いた限りでは。9月19日に副市長と担当課長、それから仲介業者が会ってそういう話が持ちかけられたというふうに思うんですが、その後、業者側から市にあそこの土地を買いたいから土地の測量をさせていただきたい、太陽光をやりたいからという土地の測量願いを申し入れたというふうに聞いていますが、それは事実ですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） お答えします。

測量したいという申し出があったのは事実でございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） それに対してどういうふうに答えたんですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） お答えします。

測量しても結構ですというふうに答えております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 9月19日に市長と担当課長と業者と先方の会社があって、この土地を購入して太陽光をやりたいと。そのために測量をさせてくれと。それで測量してもいいですよということで、10月の頭に市は測量をしてもいいですよということを書面で返しているというふうに聞いていますが、その書面は出した覚えがありますか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 今ちょっとここに持ち合わせておりませんが、出したと記憶しております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 何を言いたいかという、その後ですよ、9月に副市長や課長と会って、この土地を購入したいという申し込みがあって、測量したい、測量してもいいですよって言って書面で測量の許可も得て、その後プロポーザルを開始しているわけですよ。何が言いたいかという、最初からこの業者に土地を売ることが決まっていたんじゃないですか、プロポーザルする前から。どうなんですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） お答えします。

測量のいいですよという話が、やりたいという話があったのはプロポーザルを開始してであっ

たと私記憶しておりますけども。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 市が測量してもいいですよという書面を返したのが10月初旬だというふうに私は聞いています。書類があるんだったら、書類を確認していただきたいと思いますが、プロポーザルが始まったのは11月1日ですよ。実際に測量を始めたかどうかではなくて、市が土地の購入を前提に測量してもいいですよという返答をしたのは、プロポーザルを始める前だったんじゃないですか。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 済みません。今ここに書類を持ってきていませんので、いつ付で測量オーケーですよという返事をしたかというのは、今ここで明確にお答えできなくて申しわけないんですけども。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 何が言いたいかという、最初からこの会社から土地を買いたいと、購入をさせてくれと、それで測量もさせてくれということを前提にしてプロポーザルを始めているということです。プロポーザルは、最初からこの会社に落とすことを前提としたプロポーザルだったとしか思えないということです。

だから、3週間で募集を早く締め切ったんじゃないんですか。最初、この土地がどんな会社に来て、どんな目的で申し込みがあるかわからないというようなプロポーザルではなく、プロポーザルにしてこの会社が応募してきたら、この会社に落とそうということが前提にありきのプロポーザルとしか思えないんですよ。

プロポーザルの募集文面見てもそうなんです。何か、前回のプロポーザルの募集文面と今回のプロポーザル募集文面を見ても、何かもう明らかに太陽光発電事業のためにプロポーザルしますみたいなことを書かれていますしね。

それから、課長が先ほど思わず、まだ締め切り前でこれから来るかもしれなかったのに、1社だけだったというふうに思わず漏らしたのも、どうせこの会社に落とすということが前提にあったから、もうこの会社から価格譲渡調査書が出れば、もうこれでいいんだという感覚があったんじゃないかと思われるんですけども、そもそもこのプロポーザルそのものが茶番だったということではないかと思わざるを得ないんです。

この先ほどの応募要領の同じく4ページの上のところ、接触の禁止というのを書いています。応募者は提案に際し、審査委員会の委員及び事務局に属する職員から協力、助言等を受けることは一切できない。協力等を受けている事実が認められた場合は、応募資格を喪失する場合がありますと書いています。プロポーザルに応募する前に、ここを買いきたいから土地の測量をさせてく

れと、土地の測量をしていいですよみたいなことは助言、協力じゃないんですか、これは。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） お答えします。

提案書を作成する、それから図面を作成するにおいて、測量というのは必要と考えましたので、測量することに関してはオーケーをしたところでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 業者側から聞いた話によると、事前にプロポーザルする前にこの土地を買いたいと申し入れて、9月19日に副市長はじめ会ってそういう話をしたと。測量もしたいと申し入れてみた。市は、その時点ではいいけども、一応プロポーザルという形を取りたいから、そこに応募してきてくださいというふうに言われたというふうに言っていますが、それは本当でしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 測量のことにつきましては、今課長が答えましたように申請書の作成のために必要なものはいいでしょうということで許可をしたというふうに記憶をしております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 事前にこの会社と接触をしておいて、購入したいとかメガソーラーをやりたいという計画を聞いておいて、どうぞって言うておいて、プロポーザルしてその会社に落とすって、これ明らかに茶番じゃないですか、やらせじゃないですか。

しかも、この審査委員会の委員長って副市長あなたでしょう。あなたは事前にこの業者と接触しているんですよ。そういう接触している人が審査委員会の委員長になって、これ明らかに接触の禁止に抵触するんじゃないんですか。この契約、どう考えてもこのプロポーザルはおかしいですよ。この業者ありきでプロポーザルをやっているとしか思えない。

しかも、価格を変更したいと言ったり、書類を差しかえたいと言ったら、普通こういうのは厳に慎むべきところをゆるゆるになっているのは最初からこの業者ありきで、この業者に売ることありきでこういうことをやっていたからでしょう。市長、これどう思いますか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） その経緯について私、十分熟知していませんし、事実がどういう状況か把握しておりません。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） この業者ありきということで進めたとは思っていません。私は、この全共の跡地の売却につきましては、過去の経過からみても今回はやっぱり大きなチャンスで、ここで売却しないと地元の方が要望されている全共跡地の処分というのはもう大変難しいというふ

うに判断をしておりました。結果的に1社になりましたので、そういうふうに言われるかもしれませんが、別に随契でやったわけではなく、一定の所定の手続を踏んでやってきたつもりであります。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） どう考えたってこれ公平性にも劣るプロポーザルですよ。募集の仕方から、受付の仕方から、事前に審査委員長になっている副市長が接触をしておきながら相談を受けていて、随契ではなくプロポーザルにしたという言葉がまさにそうですよ。まず随契でしようかと思ったけど、一応プロポーザルの形をとったということでしょう。プロポーザルは、最初からこの業者に落とすことありきのプロポーザルだとは思えないです。これ幾ら説明したって、私は市民の理解を得られないと思いますよ。

これ、市長、事実をちゃんと把握していないということも問題だと思います。こんなやらせのようなプロポーザルで契約をしたような契約は、だからこうやって新聞に書かれるように2,000万円も急にお金をつり上げてきたり、仲介業者が入ったりっていうような半分黒いかわさが流れるような契約になっているんですよ。これが公明正大で公平な契約だとはとても思えませんけれども、そういう意味でも私はこの契約はそもそもこのプロポーザルは無効だと思います。市長、いかかですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私は無効だとは思っていません。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） どう考えても理解されないと思います。水かけ論になりますけど。

私は、それからこれは物すごい問題なことをやってて違法性もあって、手続違反もあって、そのことをなあなあでやっているということは大問題だと思いますよ。姿勢として、市長の姿勢としてそれを肅清しようとしな方向も、売ることありきで走っている。

もう一つ、私は問題なのはこの手続も問題でしたけども、こういうことをしたことによって何が今由布市にとって問題かという、最初からこの業者がありきで、太陽光発電のためにこの土地を買いたいという売却ありきで、今回のことが進められてしまったがために、そもそもメガソーラー太陽光発電事業っていうものについて、こういう新しいタイプの開発行為について由布市というのはどう考えるべきかという、その一番大事なところを考えてなくて、すっ飛ばしてきたということですよ。

今この時代にあって3.11の後、原発事故以来、再生可能エネルギーの開発ですとか、自然エネルギーの利用促進は国を挙げて推し進めています。私もその自然エネルギー利用の推進はぜ

ひ推進すべきだというふうな立場に立っています。

ただ、そのことと由布市にとって、じゃあそういう由布市は自然エネルギー開発をどういうふうに考えるのかとか、あるいはそれを促進にするにあたっては、メガソーラーの開発計画というものを由布市はどういうふうに受けとめるのか、さらにその今問題になっているそういうものを開発促進することと、市長が午前中の答弁でも答えられましたけども、由布市の宝である景観だとか、自然環境保全みたいなこととはどういうふうに折り合いをつけるべきなのかとか、そういう太陽光発電事業、新しい太陽光発電事業の大規模な開発ってものを由布市はどういうふうを考えて、どういうふうに受け入れる、あるいは受け入れないということを最初にきちんと考えなきゃいけなかったんです。

それを全部すっ飛ばしてきちゃったんです。とにかく売れると。土地を売りたいということで、それを考えもせずに先にそこに飛びついたこと、私これが一番の落ち度だというふうに思います。最初にそういうことを由布市にとってのメガソーラーのあり方を議論して、それから地域、市民の意見を聞いたりとか、専門的な調査をしたりとかあるいは地域ごとに状況を把握したりとか、そういうことをして市としてはメガソーラーを受け入れるんだったら、どういうふうな受け入れ方をすべきかという基本的な指針を打ち出しておかなきゃいけなかったんです。それを全然していないでしょう。自然エネルギーは国が推進しているからいいと思いますって言うだけで、由布市としてはどういうふうな受け入れ方をするのか、そのことを議論していないんじゃないですか、市長。市長、どう思われますか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） このメガソーラーにつきましては、確かに国策で推進をされておりますので、建築基準法上の制約とか規制が甘くなっているといいますか、現状では開発に関する規制がほとんどない状況であります。固定価格の買取制度が3年間業者の開発促進を促すという趣旨で、特に3年間その方向での国の法的なものというものは考えられていると思いますけど、これを同等にするかという、確かに言われるような細かい議論までは積み上げてきておりません。ただ、メガソーラーと言われる規模のものが野放しで業者がつくるといえば、もうどこでもできるという状況はしてはいけないという視点から要綱を作成して、そしてそれに基づいて現在も行政指導をしているというのが今、市のスタンスでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 要綱はぎりぎり私はせめてつくっていただいて、まだよかったと思いますけどね。そもそも今、副市長が言われたように国の姿勢はわかりますよ。けども、由布市としてこういうものをどう受け入れるのか、受け入れないのか、受け入れるとしたらどういう形で受け入れるのか、それこそ今から調査研究するって言っていますけど、そのことを最初

にやっておかなきゃいけなかった。

そこを、すっ飛ばしてきたから、その契約をしてからメガソーラーの是非が後から言われても、そこをすっ飛ばしてあそこに全共跡地にメガソーラーはありかなしか、いろんな意味ですよ、景観保全とか、自然環境とか、土地の利用ですとか、将来性だとかいろんなことを考えた上で、メガソーラーもこういう形だったらあっていいということをすっ飛ばして、とにかく先に土地を売ることだけやってしまったのが、私は今回の混乱の最大の原因だと思っています。そのことは、このプロポーザルの審議会でも、この会社がどういう会社かという審議は散々されましたけども、メガソーラーはどうかという議論は一言もされていません。

それから、4月22日の臨時議会の議会での売却議決のときも、議会としてもメガソーラーそのものについての議論を要求は全くされませんでした。この契約条項がどうだとか、価格がどうこうとか、そういうことしか議会も議論していません。市を挙げて議論していません。要するに、きちんとそういうメガソーラーというのは由布市にとってどうあるべきかと、そのことを議論をしてないということは何よりも私は一番危ない。せめて、湯布院地域ではそういうまちづくりにおける開発をどういうふうにするかというのは、まちづくり審議会の役割の一つでもあります。

だから、事前にまちづくり審議会にかけろって言いましたけども、契約しないとまちづくり審議会にかけられないからとか何とかいいながら、まちづくり審議会でもそういう議論は途中でとめて、実際まちづくり審議会にメガソーラーのことはかかっています、まだ。私は、明らかに順番を間違えていると思うんです。だから、今まだ契約はしたけれども、メガソーラーそのものについて市がどう考えるかって姿勢を早く出さなきゃいけないって言っているんです。

今、副市長が開発抑制のための手だてを打ったって言っていますけども、その手だても国が進めるのだから一律に受け入れるわけにはいかないから、何とか抑止って言っていますけど、それだってメガソーラーそのものの是非をきちんと問うてる話ではないですよ。とりあえず来たものに対して届け出をしてくださいとか、計画を上げてくださいとか、説明してください。けども、じゃあその届け出が出たときに、行政が指導をするときに何にのっとって指導するのかがないんですよ。

前回の一般質問でも言いましたけども、私はメガソーラーそのものを否定しているわけじゃないんですよ。けども、受け入れるべき地域と受け入れられない地域があるだろうし、受け入れるにしても地域の実情に合わせた規模があるだろうし、あるいは景観に配慮したらここからは、例えば市道からは見えない場所で、完全に回りに影響がないところならいいとか、そういういろんな由布市ならではの独自の基準やルールをきちんとつくって、このルールにのっとったんだったら、メガソーラーはいいですよ、この場所だったらいいですよ、この場所だったらメガソー

ラーはやらないでください、そういうことをきちんと基準をつくらなきゃいけない。

その基準づくりをしないうちに、ぼんぼんぼんぼん話が入ってきてしまっているから、これだけの大混乱になっているわけですよ。その基準づくりをしろしろしろしろって私はずっと言い続けているんですけども、なぜ早くしないんですか。今、してます、してますって言ってますけど、私このこと半年くらい前から言っていますよ。具体的には。

それから、前回の3カ月前の議会するときにはもう一刻を争うんだから、早く基準づくりをしろって言ってきましたよ。何もしてないじゃないですか。どうなんですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 基準づくりにつきまして、関係課の担当で組織する会議を設けておりまして、既に数回会議を開いてどういう問題点があるのか、そういった議論をもう既に始めております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 遅いっていうんですよ。これね、一刻一秒を争う話ですよ。会議つくって研究しているって、いつまでやっているんですか。私、具体的にいろいろ提案しましたよね。

さっき副市長が言われたように、今要綱があります、市は。要綱。とりあえず届け出をしなさいと。1メガ以上のものは届け出をして、住民説明会を開いて、それから挾間町においては環境保全審議会、湯布院町においてはまちづくり審議会にかけなさいと。これ一つの歯どめになりますよ。これをね、要綱だと甘いんですよ。要綱というのは行政内部の指導要綱ですから。業者に守らせる強制力ないですよ。まずは、とりあえずこの要綱を条例にまずしなさいと。

条例にすれば、議会で議決した条例だったら自治体の条例ですから、条例に従いなさいって一定の強制力を持たせられますよ。まずそういうことをする。あるいは、今ある湯布院の潤いのある町づくり条例の適用対象にするとか、あるいは景観条例の中の対象行為に指定するとか、幾つでもやり方あるじゃないですかって、私は半年前、3カ月前に言っていましたよ。完璧な条例ももちろん必要ですよ。でもね、今一刻一秒を争う、どんどんどん業者が入り込んできているときに、とりあえず抑えるんだったら抑えて、一定規模のものを抑えるためには、そういう条例を早くつくらなきゃいけないと言っていたんだですよ。いまだに会議つくって研究していますじゃ間に合わないんですよ。

午前中の溝口議員が、県の会議のほうでそういう条例づくりの指導をしてくれたという紹介がありました。添付資料の一番裏の新聞記事にも出ています。10月8日の新聞記事に、県も早く条例をつくりなさい、自治体で。既にある自治体が景観条例とか、まちづくり条例を持っているけども、そういうメガソーラーに対応できる条例改正しなさいとまで指導してくれていますよ。

それに応じて、中津市はすぐに条例にするって言っていますよね。由布市である届出要綱みたいなものをすぐ条例にするって言っていますよ。やろうと思えばできるんですよ。研究とかしているうちにぼんぼん入ってきてしまう。市長は、その私は危機感のなさが一番問題ではないかと思うんです。

そんなことしているうちに、午前中にも紹介されましたけど、今回また別の広大な土地をメガソーラーを計画している中国資本の会社を買ったりしていますよね。こういうのにも歯どめがかけれないで、あれよあれよという間にいろいろ入り込んでしまっている。

今、メガソーラーは塚原地域だけではなくて、数々いろんなところにそういう話があるというふうに聞いていますけれども、今由布市に一体どのくらいのメガソーラー計画が上がってきているのか、そういうのは把握しているのでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えいたします。

正確な資料を今は持っていませんけども、湯布院地域に一つの計画でダブって計画を持つてくるところも含めたところですけども25件程度、それから挾間地域に15件程度、庄内地域に10件程度、全てダブリも含めてということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 三、四十件くらいの開発計画がどっと押し寄せているってことですね。これに、なすすべもなく研究をしているしているといいながら、何の手だても打てなくなっているうちに、あれよあれよっていう間にこのまちがどうなってしまうかということを考えるだけで恐ろしいと思うんですけど、そういう危機感ないんですか、市長。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう意見もありまして、私自身も早急にやれという形で今指示をしていますから、早い段階でそれはできると思います。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） もうね、私はあしたにでも条例提案してほしい。とりあえず要綱をまず条例にしましょうよ。

私はこの危機感を、もちろん由布市民の人もまだまだ塚原だけの問題だと思っている人もいますけど、これ由布市中を揺るがす大問題だと思っているんですよ。そういう危機感をまず行政職員が持ってほしい。この中国資本といわれる会社が広大な土地を買ったというのを、市長はいつ知ったんですか。それから、担当部局はこれ把握してなかったんですか。

○議長（工藤 安雄君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） お答えします。

その中国資本云々とかいうことは、今事前の審査といいますか、事前の協議に窓口に来ただけでございますので、それが果たしてその中国資本なのかどうかということは、当然把握できないような状況でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） いやいや、中国資本かどうかではなくて、これだけの広大な土地を買った会社、会社の名前に溝口議員のところは、資料は名前を消していましたが新聞には出ていますが、会社の名前にメガソーラーって名前が入っている会社ですよ。その会社目的にもメガソーラーが入っていますよ。もっと恐いことにこれ産廃もやるような会社なんですよ。

この産廃だとか、メガソーラーだとかをやることを目的につくった会社が、これだけの広大な土地を購入したということを、市は知らないわけないですよ。これ、大規模土地取引法で国土利用計画法の中で、土地を購入したら2週間以内に市町村を通して県知事に届け出をしなければならぬって書いてありますよね。もう、届け出が県のほうに出ているというふうに私は聞きました。市のほうを通っているはずなんですけど、それはどこが確認したんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） 都市・景観推進課長です。お答えいたします。

市の都市・景観推進課のほうを経て、県のほうに通知をしております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 市のほうに来たのはいつですか。

○議長（工藤 安雄君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） 1月ほど前と記憶しております。（「聞こえません」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 1月ほど前とおっしゃったんですね。10月の、これ登記が、売買契約が10月の30日かなんかに売買契約している。10月30日から2週間以内に届け出なければならないのに、多分1月くらい前ですよ。

そのときに、担当者は何も思わなかったんですか。これだけの大規模な土地を一気に買い占めて、その会社目的に、会社の名前にメガソーラーって入っていてね。何も思わなかったんですか。大変なことになるっていう感覚なかったんですか。

○議長（工藤 安雄君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） その時点におきましても、いろんな会社が既に先ほど総合政策課長が申しましたように、御相談等いっぱい来ておりました。そのことも含めて大変だな

という意識はありました。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 大変だなという意識じゃだめなんですよ。これね、私はもうどんなことに使われるかわからなくてちょっと恐いんですけど、太陽光だけじゃなくてそれこそ産廃もやりかねないし、中国資本だということで条例なんか守ってくれるのかもわかりませんが、届け出が売買契約の中で2週間以内に届け出が市町村長を通じて県に出されたときに、県知事権限でこれは土地利用審査会を通じて、場合によってはその土地利用目的を調査して市町村長の意見を聞いた上で、場合によってはその契約の締結を中止するよう知事勧告ができるってことになっているんですよ。

ただ、これは届け出があった3週間以内にやらなきゃいけないんですよ。こういうことを、危機感を持っていたら大変だと。こんなに広大な土地を買われて、何に使われるかわからない。太陽光って書いてあるし、産廃もやるかもしれないし、あるいは国内外の商品の輸送みたいなことも書いてあるし、これは由布市の土地をどんなことに使われるかわからないって危機感をもし持っていれば、これ早急に県にただただ書類を送るんじゃなくて、県知事と一緒に大分県の中の由布市でこういうことを買われているから、これはぜひ立会い調査を入れてくれって言って、危機感を持ってとめようとするのが私は、そういう危機感を持ってもらわないといけないんじゃないかと思うんですけど、そういうことが全くない。こういう状況で、悠長なことを言っていると私は本当に見る見るうちに由布市がだめになると思います。

こういうのを不作為の罪っていうんですよ。不作為の罪、不作為というのはみずから進んで積極的な行為をしないこと。行政が情報を得ていながら、それに対して積極的に行為を起こさないことはこれ罪に問われるんですよ。これ、わかっています、どういうことなのか。

あなたたちが、わかっていながら何もしないで手放しになって、気づいたら外国資本に土地は売られるは、何がつくられても手だては打てないは、それであれよあれよって間に先祖代々守ってきたこの美しい土地が、どんな乱開発にさらされるかわからないことを指くわえて見ていなきゃいけないってことになったら、これは子々孫々までの罪ですよ、行政としての。そういう危機感を持ってくださいよ。大変なことになっているんですよ、これ。市長、どう思っていますか、これ。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 内容についても十分把握しておりますし、把握というか、私自身も危機感を持っております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） これ地元の住民の方が、たまたま外国の方が歩いてきてここを

買ったというから、びっくりしてこういうふうな情報を上げてきたんですけど、それ1カ月前に行政がわかっていた、危機感持っていましたって、およそ危機感持っているように思えませんよ。

こういうことは市が、市長が体を張って何とかしてとめようとして国や県にかけあって、それこそ土地利用等取引法を使うなり、知事の勧告を要請するなりしてでもいいからとにかくちょっと待ってくれと。どんな計画をするのか情報収集もしていただきたいし、それで法律的にとめられないとれめらないって言いますが、午前中の質問にもありましたけどとめる手だては幾らでもあるんです。

湯布院の潤いのある町づくり条例にしてもいいし、景観条例つくってもいいし、富士宮市の市長なんて条例つくらずとにかくこの地域はだめです、私が抑止地域ですって言いますって、そう宣言しただけで業者は入ってこないですよ。そういうようなことを、危機感を持って体張ってとめようということのまず姿勢が見えなきゃだめなんですよ。それをしないと、まちなんか守れないですよ。

本当に恐ろしいことになっていることがわかっているのでしょうか。潤いのある町づくり条例が23年前にできました。これも今と同じ状況だったというふうに聞いています。当時、リゾートマンションブームが起きて、人口と同じだけのリゾートマンション開発計画がやってきました。建設課の入り口に開発申請の書類が山積みになったと聞きます。

だけどその当時、建築基準法にも違反していないし、国が推進するリゾートマンション開発を町としてはとめられないとめられないって、今と同じ状況でしたよ。だけど、唯一違ったのは職員の危機意識と当時の町長のトップのリーダーシップでした。これ、このまま受け入れていたら湯布院の町は大変なことになる。町長はとりあえず担当部局に、受付窓口を閉めろ、受理印を押すな、3カ月間受付窓口を閉めて、急いで議会を開いて職員と一緒に条例をつくって、とにかくとめる手だての条例をつくろう、国の法律では許されるものかもしれないけれども、湯布院では許してはいけないんだと言って条例つくったんですよ。その条例があったから、湯布院の町は乱開発にさらされずに守ってこれたんですよ。今同じことが起きているんですよ。

国が進める太陽光発電だろうがなんだろうが、由布市の土地の、これを手放しで受け入れたら大変なことになるって危機感を持てば、まずとめる。その話があったらまず抑制をする。そのためのあらゆる手だてをすぐに打つ。打った後に受け入れるんだったら、こういう受け入れ方をしましょうというルールを順番につくっていけばいいんです。市長、口では言っていますが、私本当にこの危機感を持っていただきたい。

そうしないと、私は産廃のこともそうなんですよ。さっきちらっと言いましたけども、環境基本条例を最初つくろうといったのは、産廃施設をとめる手だてがなかったんですよ。産廃施設だっ

てそうでしょう。国が推進する施設ですよ。あれは必要施設ですよ。だけれども、国が幾ら必要施設だっていっても由布市には要らない。だから、市長は体を張って産廃反対だって先頭に立ったじゃないですか。その姿勢が要るんですよ。

今回だって、市長が本当に危機感を持っているんだったら、まず何でもかんでも闇雲にメガソーラーを受け入れるわけにはいかないんだ。その姿勢を見せてください。市長。いかがですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） その気持ちで行きます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） これは私、本当に今ここにいる職員の皆さんと、私たちみんなの責任になりますよ。未来永劫子々孫々まで悔いが残る。このまちを売り払うような、売国行為に加担するようなことになってしまうんですよ。一人一人が危機感を持って、責任感を持ってこの問題に向き合ってほしい。もうすぐにでも手だてを打ってほしい、研究なんかしている、研究も必要ですけど、研究をしているしているじゃなくて、打てる手だては全部打ってください。市長もとにかく今、抑止するという方向で態度を示してくれましたから、まずはとめてください。そうやってみんなでまちを守っていただきたい。その危機感をぜひ持っていただきたいことを訴えて、私の一般質問を終わります。

残りの質問は次回に回します。ありがとうございました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、10番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

これで、今回の一般質問は全て終了いたしました。

ここで、暫時休憩します。再開は15時25分といたします。

午後3時09分休憩

.....
午後3時23分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い、議案ごとに締切日までに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については所属委員会をお願いをいたします。

日程第2. 報告第22号

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第2、報告第22号専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 3点、お伺いします。

1つは、事故発生が24年11月24日という時点になっておりますけれども、その際の当該案件の管理責任の所在はどこになっているのか。

2つ目が、浄化槽というのは定期点検を行いますけれども、マンホールのふたの受け台が損傷しているということは、そのときに気がつくような気がいたしますけれども、どうでしょうか。

3つ目は、その浄化槽の点検に際して、もし異常があれば点検業者は報告義務があると思えますけれども、その義務の不履行があったのではないかと思います、いかがだったのでしょうか。

この3点、お伺いします。

○議長（工藤 安雄君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長でございます。議案のほうのお答えをさせていただきます。

まず1番ですが、事故発生の平成24年11月24日時点での管理責任の所在はどこになるのかということでございますが、事故発生時にはけがをされた方への対応が最優先をされております。この時点では、指定管理者の責任におきまして、その対応を行うことになっておりまして、今回の事故におきまして指定管理者がその対応をしております。

それから、賠償責任の最終的なものなんですが、指定管理者の管理する施設における事故の賠償責任につきましては、指定管理者が負うべきか、市が負うべきかを事故の案件ごとに個別、具体的に検討する必要があります。指定管理者が日常的に行う業務のみに起因する事故であれば指定管理者が賠償責任を負うこととなりますが、今回の事故の場合は要因につきましては指定管理者による通常の点検管理業務では発見しがたいものであり、設備の損傷の原因や経緯についても特定するのは困難であるということから、公の施設の設置者であります由布市において賠償することとしております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えをいたします。

2つ目の浄化槽の点検時に受け台の損傷に気がつくのではないかと御質問ですが、浄化槽法第11条に基づきまして毎年検査を行っているところです。その検査結果書の中で、外観には異常がなかったと報告を受けております。それから、指定管理者に聞き取り調査を行いましたところ、前日の見回りでは正常にふたがかかっており、異常に気がつかなかったというようなことでございます。

以上です。（「3番目は」と呼ぶ者あり）

3つ目の点検業者からの異常報告の義務に不履行はなかったかという御質問ですが、浄化槽法、

先ほど申しましたように第11条に基づきまして検査を行っており、検査結果による検査報告があったとのことでございます。その検査結果箇所では異常が記されていないとのことでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） まず管理責任としての第一責任者はやはり指定管理者でしょう。そして、その指定管理者に責任が行かなかった部分が日常的な管理を履行しなきゃいけないことに限っては指定管理者であって、出したほうの由布市の責任のほうが強くなるような形での決着のつけ方のようなのですけれども、それにしても100%のこの14万8,494円というのは、100%の支払い義務だと思います。100%になったわけがわからない。払ってあげたような気がしますし、定期点検というのが1年に1回だということも、私月に1回は見回ると思っているのですけれども、その辺どうなっているのか、その2点ちょっと確認させてください。

○議長（工藤 安雄君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） まず第1点の質問でございますが、今回、議案資料のほうに添付させていただいておりますが、指定管理の際には指定管理者と協定書の契約的なものをいたします。その中に、リスク分担の項目というのを記載しております。その表によりまして、判断をいたしております。その中の項目でございますが、事故、火災等により施設の損傷または被災者に対する責任ということで、その分につきましては由布市が原則として対応責任がある。

一方、指定管理者のほうは一部責任を負う場合があるとしておりますことから、今回の保険金の損害賠償金につきましては、由布市のほうで保険のほうを充てて支払いをいたしております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 定期点検の件ですが、浄化槽法の11条検査につきましては、年に1回となっております。それから保守点検につきましては、指定管理者からの報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） リスク分担で保険をかけているのが市だから、その保険で払っちゃえというふうな意図がちらちら見えます。こういうのはきちっと指定管理者の責務であれば、指定管理者がたとえ保険に入っていないなくても、これはそちらで支払ってくださいという凛とした態度が市には必要ではないでしょうか。

また、保守点検で気がつかないとなれば、これ業者の選定も少しこれからは考えなきゃいけな

いですよ。きちっと、ふたの受け台がおかしいくらいはそのふたを触って点検する業者が何で気がつかないのかということです。その辺、もっと厳正に業者の委託をするように、これから心がけていくことを強く望んで質疑を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、5番、鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 溝口議員が全部言いましたので、取り下げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 同じ趣旨なんですけど、ちょっと1点だけ議案83号でこれ、同じ管理者に指定管理を指定していますけど、そのときと同じ仕様書になっていたと思うんですけど、それによると利用者にかかる賠償責任保険の加入を義務づけてたと思うんですけども、市だけじゃなくてこれ指定管理者も保険に入っていたんじゃないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

指定管理者からの保険の有無については確認をしておりません。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） じゃなくて、その前の指定管理、このときに指定管理を指定するときに、今回の指定書を見てもそうなんですけど、多分内容は変わっていないと思うんですけど、利用者にかかる賠償責任保険に加入しなさいということを協定書で結んでいますよね。2年前にもこれ結んでいるから指定管理者は保険に入っていたんじゃないんですかということなんですけど。確認していないんですか。それ、管理者が保険に入っていないから、市のほうで入っている保険で払ってあげようっていう話だとすれば、管理者が入っているんだったら管理者が入っている保険で払えばいいんじゃないんですかって思うんですけど、そこら辺どうなんでしょう。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 今回の事故が経年劣化による損傷と思われることから、通常の点検では異常の発見が難しかったというように判断したところからでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） あと委員会でやってください。ただ、そうなるとあと83号のときにはもう言わないので今一緒に言っちゃいますけど、協定書の文言ね、施設整備の維持管理の不備により利用者に損害を与えた場合は、指定管理者が賠償することと、この文言にすら当たらないという解釈がちょっとわからないんですけど、経年劣化によるものは全部、じゃあ市が負うという解釈ですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 先ほど溝口議員さんのほうにもお答えさせていただいたんですが、日常的な管理と先ほど言いました施設の管理ということで、今回は由布市のほうで100%支払わせていただいたということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、16番、太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） ほとんど同一の質疑だったんですが、我々の宿泊業をしているところについては、利用者に対しての損害賠償責任保険を必ず加入するわけですよ。そういう施設、お風呂とかで転んだりとか、けがをしたというときには、ほとんどこの管理者が自分のところの賠償責任保険で賄うというのが通常ではないかと思っているんですが、それを先ほどの質問でも同じように、市が何でそれを払うのかというところに、私ちょっと疑問があったんで質問しましたが、今までの回答で納得はしていないんですよ。納得はしていないけど、わかりました。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務部長です。お答えします。

事故のケース・ケースによって、賠償の責任がリスク分担でも市にあるのか、指定管理者にあるのか、その都度協議をするようになっております。今回の場合は、ふたの台座のほうが悪化しておいて、前の日にも点検した際にはほとんど異常がなかったような状態で、管理者が発見するのはちょっと難しかったのではないかと。

当日、何らかの要因でぽつとそれが、多分報告を受けたのは車がある上に、その前日かなんか乗ったのではないかと。それによって、今まで見つけることができなかった部分が、ちょっとコンクリートが欠落して、そういう状態になったところに利用者が踏み込んでマンホールのふたが外れたというような状況等で、このケースであれば市が支払うべきではないかという、協議の結果そうやって今回はこういう形で市が支払うようにしたということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） そこまで想定してなかったんですけど、浄化槽の上を車が通るような状況があったのかということと、損害賠償保険をやっぴり義務づけているんだと思うんで確認だけは、ちゃんと入っているかどうかコピーなりをとって協定書につけてほしいなと思います。以上です。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第23号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、報告第23号例月出納検査の結果に関する報告についてを議題として質疑を行います。質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第4. 議案第73号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、議案第73号不動産の取得についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 済みません。確認なのですが、土地売買に関する値段の部分で、不動産鑑定書と若干坪単価が違うというところでお伺いさせていただきます。

議案書73号のちょうど表紙裏でございますけれども、上の山月氏の土地購入にかかる坪単価でございますけれども、5つ番地があるんですが、その中の3番目から5番目ですね、これは坪単価5万1,600円というふうになっております。ただ、鑑定書の評価価格で見ますと5万1,500円というふうになっております。この平米数当たりの100円の違いというのが、全体で18万1,384円の違いがございますけれども、微々たる数字でございますけれども、何でこの違いが出たのか、説明をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大久保 篤君） 消防本部総務課長です。お答えをいたします。

100円の平米当たりの差でございますが、最初は土地鑑定の評価をもとに相手方と交渉を始めました。交渉しているうちに、なかなか交渉が進まず契約に至りませんでしたので、資料を提出の中に地形の形状と造成の価格のところがあります。その分でマイナスのところを0.2%上げまして、それが平米当たり100円になるんですけども、それで一応交渉いたしましたところ、内諾を得て本日仮契約をしたということでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） わかりました。少しふぐあいがあるところがあったということで、その条件を合わせるということで100円合わせたということでございますね。わかりました。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第5. 議案第74号

日程第6. 議案第75号

日程第7. 議案第76号

日程第8. 議案第77号

日程第9. 議案第78号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第5、議案第74号由布市狹霧台園地条例の制定についてか

ら、日程第9、議案第78号由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正についてまで、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第79号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第10、議案第79号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） いつも聞くんですけど、小学校の廃校に伴う小学校の跡地利用を具体的に何か計画があるのかどうか、あるいはその後どこが管理するのか。それから、この統廃合に至るまでの保護者や地域の方々との話し合いの状況はどういう状況を経て結論に至ったのか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安倍 文弘君） 教育総務課長です。お答えをいたします。

跡地利用についての計画ということでございますが、これにつきましては、関係自治区と協議の上、有効に活用できるよう対応するとしております。してありますが、現時点での具体的な計画はありません。

そのことにつきまして、10月24日付で閉校記念実行委員会の委員長名と南庄内小学校の校長名連盟によります跡地利用に関する意見募集ということで、南庄内地区の皆様方に意見をお聞きする内容の文書を配布しております。今その集約中でございますので、その意見が出そろいました後、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

それともう一つ、済みません。地域や保護者との話し合いの状況ということでございます。これにつきましては、平成19年8月3日に保護者宛ての第1回の話し合い、そして平成19年11月7日に地域と保護者宛ての初回の説明会を持っております。その後、保護者宛てに6回、地域と自治委員の方を対象に4回、合計で8回説明会を持ったところでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第11. 議案第80号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第11、議案第80号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第12. 議案第81号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第12、議案第81号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 指定管理者が一応市長となっておりますけれども、指定する側と指定される側が市長というのは何かふぐあいがあるのではないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（工藤 安雄君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長でございます。今の質問に答えさせていただきます。

議員が心配されているのが、社会福祉協議会の会長が由布市長ということで、市長と同一人物で問題がないのかという御質問かと思われます。

その懸念につきましては、民法第180条の双方代理の禁止に該当するのではないかということだと思いますので、それにお答えさせていただきます。

この双方代理の禁止というものですが、同一の法律行為について当事者双方の代理となることはできないというものでございまして、例えば法律行為である契約においてそれぞれの組織を同一人物が代表して代理してはいけないというものであります。指定管理者については、地方自治法で議決案件とされているものでございまして、指定管理者として法人その他の団体を指定することでありまして、団体の代表者は議決事項とはされておられませんし、個人を指定管理者として指定することはできません。また、指定管理者の指定という行為は法律に基づき行政機関の単独の意思により、法律上の効果を発生させる行為に該当する行政処分の1つであり、契約などの法律行為ではないということでございます。

したがって、指定管理者の指定という行為につきましては、双方代理の規定に触れるものではありませんが、議決された後に指定管理者と交わす協定書につきましては、双方代理の規定が適用されるものと考えておりますので、協定書の相手方につきましては、社会福祉協議会の代表者以外の副会長等をお願いしたいということと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） いまいちわからなかったんですけども、例えば指定条件のところに指定管理者が法令及び指定管理協定に違反した場合には、指定の取り消し等を行うというふうになっておりますので、これは違反ではありませんよということであるんですけども、例えば何か事故等が起きた場合に、どうしても倫理的にリスクがあるといいますか、その辺のどこ

ろのふぐあいが生じるのではないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

今、総務課長が説明したように、協定等につきましては会長代理の方を選出していただいて、その方と協定を結ぶようになると思います。先ほど言われましたいろんな事柄が起きたときに、何らかの支障がないのかということですが、一応社会福祉協議会として指定管理を受けていただくわけですので、これまでと変わらない協定内容によって管理をしていただくということで、他の自治体でも社会福祉協議会の会長を市長が務めているという団体はたくさんございますし、そういったことから特に問題はないのではないかと。法律上も問題がないということを確認して、こういう協定、議案となっております。

○議長（工藤 安雄君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 確かに私も湯布院町が旧町時代も町長が指定管理と申しますか、そういった社会福祉協議会の会長を受けたり、あと指定管理のということがありましたけれども、やはり何かあったときに非常に法律は違反しておりませんよといいなながらも、何かふぐあいがあるのではないかなというふうに思ったものですから、質問させていただきました。後はもう委員会のほうでお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、5番、鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 私も同趣旨ですが、早く言えば市長がそっち側の給料をもらうんだというのが1つでありまして。そもそもこの選出にあたる前に、給料というのが報酬をもらうわけですよね、やっぱ会長になれば報酬があるんじゃないですか、ないですか、これ無報酬ですね。無報酬ということで。

それで、人材はほかにはいなかったのかと。何かあったときに会長代理を立てると申す今の言い方をされますけど、ほかには人材はなかったのか、そこのところをお尋ねしたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） お答えします。

社会福祉協議会のほうで会長の選出をされておりますので、市の当局としてはそれに関知しておりませんので、その辺はちょっとお答えすることができません。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） その場には市長が出られて受けたんじゃないかと思うんですけども、今言うみたいに答弁にやっぱ困るようであれば、はなから社会福祉協議会にはやっぱり別の会長を出したほうがいいし、その人材がいなければ、今市長が一次のワンクッションとして代理としてやっているというふうな言い方をされるほうが、この場でいいんじゃないかと思う。

私もやっぱり早い時期に、会長はほかの方に移行していただくほうがいいんじゃないかと。ちょっとやっぱりおかしいんじゃないかと。やっぱり法律的には問題はないかもしれないけど、やっぱり考えてみればおかしいんじゃないかと思うんですけど、そののところ早く改善できるようなことはできませんか。

○議長（工藤 安雄君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 先ほど言いましたように、この会長選任については評議委員会とか、理事会とか、そういった委員会を経て選出されておまして、それは社会福祉協議会のほうで選出しておりますので、市のほうがどうするというはこの場で答えることはできないと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） だから、私はやっぱり何度もいいですけど、やっぱり市長は辞退されてほかの方にやっぱりかわってもらうようにお願いしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 次に、10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 同趣旨なんですけど、そうなんです。みんな言って、法律違反じゃないからいいとか、ほかもやっているからいいといっているけど、やっぱりそういうのは社会的に余りよろしくないんで、それを社会福祉協議会がその人を選んだということよりも、市長としてそれはちょっと遠慮しようというのが普通じゃないですかということなので、これ由布市になってからそのこと1回問題になって、それでやっぱり市長じゃない人がいいやといわずっと市長以外の人を選んできたと思うんで、市長自身遠慮される気持ちはないんですか。

○議長（工藤 安雄君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 私は理事に立候補したのでありまして、会長に立候補したわけではありません。社会福祉協議会の中で、評議員がこの人が適任であるかないかというのを全部審査をして、評議員会の中で適任者が、理事として適任であるかどうかという審査をするわけです。その評議員会の中で審査を通過して理事会の理事として承認されると。あと理事会の会長、副会長とかいろんな形については、理事会の互選で決めるようになっています。そういう形でそれぞれの地域から選考委員を出して、その結果、私が選ばれたという形でありまして、そのことについて俺はしないとかするとかいうことはなかなか言えないと思いますし、これは時期を見て考えていきたいというふうに考えています。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第13. 議案第82号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第13、議案第82号由布市挾間老人福祉センターの指定管

理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 同趣旨です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、5番、鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 同じであります、道義的に考えていただきたいというふうにつけ加えて終わります。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第14. 議案第83号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第14、議案第83号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 先ほどの報告案件と同趣旨なので報告は委員会にかけて審議はされませんので、こちらの議案のほうでぜひ委員会の中でこの管理責任と、それから賠償責任保険の加入についてはきちんと確認をしていただければと思いますので、答弁は結構です。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第15. 議案第84号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第15、議案第84号由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。16番、太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 先ほど、総務課長が指定管理者は個人としては指定管理ができないというようなことを述べられておりますが、決算書を見ますと27ページですかね、専従者給与96万円を差し引いております。それと、平成24年度所得税青色申告決算書、青色申告というのは個人じゃないかと思うんです。なおかつ氏名欄、何もありません。名前がありません。これは明らかに個人が経営しているということはある意味ではあらわしているんじゃないかと受け取れるんですが、それで結果的にマイナスを出しているというようなことで、それと収支事業計画書はいずれも収支がゼロになるように、いずれの年も計画されているということで、今回で3回目の更新ですかね。この施設が。

そろそろやはり、当初だったら事業計画がそういうことでもやむを得るところもあるんでしょうが、もう8年過ぎて今回また3回目の更新をするというときには、ある程度やっぱり利益を出すような企業努力をした上で指定管理者になるというのが筋ではないかと思うんですが、その辺

のところを協議の段階でどういうふうにされたのか、それと添付書類についてどういうふうに検討されたのか、お尋ねいたします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えをいたします。

今回の長期滞在施設奥江休暇村センターにつきましては、公募によらない選定で行っております。指定申請書を受け取る際に、もう少し指導すべきであったのではないかというように思っております。大変申しわけございません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） この施設は、もう既に最初のころと目的をもう達成して、ある意味では指定管理者ではなくて、払い下げ等のことをして地元活性化のためにも個人でやってもらってもいいんじゃないかというような思いもあるんですが、その辺のことについてはできないんでしょうか。お願いします。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長です。お答えします。

奥江休暇村センター、補助金で建てております。補助金ですので、ある一定の期間を過ぎないと補助金返納を、無償なら別ですが、無償譲渡以外は補助金返納が課せられますので、今のところこのままの体制で市が管理するべきだと考えております。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 補助金適化法で何年というのがわかると思うんですが、それはどのくらいあと残っているのかということと、貸借対照表の中に建物附属設備で減価償却しておりますが、残存価格が674万8,856円とありますが、それとなおかつ土地が150万円とか、こういうふうに貸借対照表の中にこういう表記がありますが、何で結局指定管理者が管理しているものに対して、こういう償却資産なり土地が含まれているのかなということ、その辺の疑念もあるし、その辺が指定管理者と個人が営業している部分の報告が、例えば借入金839万円とあります。この辺のことがなんかちょっと指定管理者にそぐわないこの決算報告書になっているので、その辺のことをもうちょっとやはり仕分けしてしっかり精査して指導をしてほしいなと思います。補助金適化法が過ぎればもう払い下げしても構わないということなんでしょうか。その3点お願いします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

補助金適化法は農林水産業関係補助金交付規則によりますと、木造建築の場合が22年という

ようになっております。建てたのが、平成9年でございます。もう少し適化法が該当するのではないかと思われます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第16．議案第85号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第16、議案第85号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。16番、太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 同じく決算書を見ますと、かなりの利益が出ております。それで、法人税も結構納められているようですが、指定管理者で行く行く、これはまた修繕等の費用がかかってくるんでしょうが、市に対する税金がほとんど払われていないわけですね。この辺の考え方として、こういう利益が出ているところの施設について、どういうふうに担当課は、要するに税金を国税を払ってまでするよりも、ふるさと納税なりすることで市にやはり納税の還元をして、いずれまたここに対する古くなれば市が建てかえなり、改修費用を出して手当をすることになると思うんですが、その辺の考え方について担当課はどういうふうに考えて、どういう指導しているのかなと思ってお聞きします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

繰越金が2,000万円くらいあるんですが、これを受け取る時に聞き取り調査を行いましたところ、将来独立をしたときに運転資金に充てたいというようなことから、営業努力で蓄えているというようなことでございます。

それから、ふるさと納税が可能かどうかということはちょっと研究をしておりません。今後研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 今、課長独立をするということは指定管理者から外れるということの意味するんかということと、この租税公課210万円というのは、県でいうと法人税、消費税は当然払うでしょうから、県税、法人税というのをやはりこれまでずっと払っているんですが、市としては1円もそういう部分では入っていないんですよね。

それと、独立するという意味がちょっとわからないんですが、指定管理者から外れて独立するという意味なんでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えいたします。

将来的に払い下げを受けた後に、運転資金として蓄えておきたいというようなことというふう
に伺っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 今払い下げというのは、これはできるんですか。この施設は払
い下げができるんですか。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 同じく補助金が入っておりますので、適化法の関係が引っかかって
くるのではないかと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第17. 議案第86号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第17、議案第86号由布市川西農村健康交流センターの指
定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑の通告はありませんので、これで
質疑を終わります。

日程第18. 議案第87号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第18、議案第87号由布市下湯平地域特産物加工施設の指
定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。16番、太田正美君。

○議員（16番 太田 正美君） 些細なことなのですが、決算書と事業計画書と指定管理者の名
前です。下湯平地域特産物加工施設ということなのですが、決算書を見ると畑柚子組合決算書み
たいな感じになっているのですが、別の組織があるのでしょうか。

それと、ここもわずか売り上げ自体は300万円に足りないくらいしかないんですが、ここも
法人税を5万5,000円、税理士に2万5,000円ですか。そんなふうに払っているんですが、
中身についてはどういう検討を、やっぱり指定管理者がしているのかなというのが思うんですが、
それとここも同じく収支計画書は全部ゼロなんですよね。もうからないように指導を結局収支計
画の段階からそういうことを担当課とはしているのかどうか。それとももう、ここも3回目です
か、指定管理者として、そういう部分で何かもっと積極的に拡大再生産ができるような事業計画

に何でならんの。結果として損失が出ても構わないと思うんですが、計画段階からもうからない施設を推奨しているような部分が見え隠れするんで、そういう指導をしているのかどうか。よろしくをお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

指定申請書を受け取る際に、これも同じく公募によらない選定であったことから、もう少し指導すべきであったというように思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

日程第19. 議案第88号

日程第20. 議案第89号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第19、議案第88号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について及び日程第20、議案第89号由布市土地開発公社定款の一部変更については質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第90号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第21、議案第90号平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告順に行います。

まず、歳入全般について質疑を行います。14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 所属委員会で行いますので取り下げます。

○議長（工藤 安雄君） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、3款民生費について、まず7番、甲斐裕一君。

○議員（7番 甲斐 裕一君） 5番の同僚議員が一般質問でいたしましたので、はっきりわかりましたので取り下げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、5番、鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 39ページの3款4の2の11ですね、小松寮の光熱費について、これはどんなものかちょっと詳細な説明をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮寮長。

○小松寮長（一法師恵樹君） 小松寮長です。お答えいたします。

光熱水費につきまして、この部分は電気代の増額でございます。昨年に比べまして、基本料と単価の値上がりによるために100万円ほどふえたということでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 電気料はことし上がるというのはわかっておったんですけど、それは長期的な計画の中に入れていない。きょうも一般質問で言ったんですけど。

それから、小松寮はそういうふうに加が多すぎるというふうに思うんですけども、長期的計画というのは立ててないのか、その辺ちょっと寮長教えていただきたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 小松寮寮長。

○小松寮長（一法師恵樹君） お答えいたします。

電気代につきましては、実は昨年よりも若干もっと少なくなるというふうに計画をいたしまして組んでいたところでございます。

4月から7月にかけては昨年よりも5万円ほど少なく計画いたしんですが、ことしの夏の異常につきまして、思わぬところで単価が値上がりしたということでこのようになりました。申しわけございません。

○議長（工藤 安雄君） 次に、10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 35ページに戻っていただいて、35ページの一番上、保育所活動推進事業のこれ新規で県補助事業が出ていますが、保育士等処遇改善臨時特例事業費ということで、市内全ての保育園に支給するみたいな説明があったんですけど、ちょっと詳しい具体的な事業内容を教えていただきたい。

それから、3款その下の備品購入費の庁用器具費の87万2,000円ですが、済みません、詳細説明のときに何か児童虐待対策の検査機器みたいなことを言っていたんですけど、よくわからないんですけどどういうものなのか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

まず、第1点目の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の具体的な内容ということでございますけども、子育て世代の就労人口の増加によりまして、保育所への入所希望が年々多くなっておりまして、保育所入所の増加に伴いまして、保育所の担い手である保育士が不足している状況にございます。

保育士の確保がやはり全国的な課題となっております。国では、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇を改善することで、保育の継続性につながるよう処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことで、保育士の確保を進めているというものでございます。

まず、この事業につきましては平成25年度で創出されました新たな事業でございます、事業費につきましてはまず都道府県の安心こども基金に国から全額交付を受けます。都道府県は10分の10の補助率で市町村に交付した上、市町村は各保育所に対して補助金を交付するという仕組みになっております。

保育士への交付は、交付金交付申請書に保育所が作成する保育所職員処遇改善計画書というのがございますけども、それを添付することになっておりますので、実際に由布市が保育所に交付する時期につきましては、来年の1月になろうかと思われま。保育士への支給される改善月額につきましては、勤務年数等によって基準が異なることから、平均しますとおおむね月額8,000円程度と見込んでおります。今回は一時金として保育士に支給されることが想定されますので、大体1人当たり年間10万円程度の支給になりそうです。

なお、県内では公立保育所のみを有する九重町と姫島村を除く全ての市町村で保育士等処遇改善臨時特例事業に取り組むようにしております。

この事業につきましては、今後どうなるかということにはちょっとまだ国が具体的な方向を出していないんですけども、県は26年度の予算に計上するというところでございますけども、将来的には保育所の運営費の中に上乗せして平準化を図っていくのではないかと考えられます。

以上でございます。

済みません。続きまして、虐待防止対策の中の検査機器ということでございますけども、児童虐待防止対策につきましては、大分県では安心こども基金に資金を増設し対策強化に取り組んでいるところでございまして、同時に市町村におきましても県の補助事業を有効に活用し、幼保児童対策の体制強化のための環境改善に努めているところでございます。今回お願いしています検査機器につきましては、対象年齢に応じて活用できる3種類の発達検査機と知能検査機の購入でございます。

最近、発達などの障がい気がつかないまま成長し、就学後に障がい疑われ問題となるケースがふえております。虐待などを未然に防止する取り組みといたしまして、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診などを通じて、対象となる子どもたちの把握に努めておるところでございますけども、さらに健康増進課では就学前の発達状況のチェックを主眼といたしまして、5歳児健診の導入に向けて準備をしているところでありまして、総合相談窓口の開設とともに体制強化が整いつつあります。

検査機の使用につきましては、検査の方法に精通し、心理発達について専門的な知識を持つ臨床心理士が担当することになりますので、今後検査の結果の分析をもとに子どもの状況や状態を知ることで、子育てに対する具体的な対処方法を導くことが可能となりまして、虐待や問題行動を未然に防ぐことにつながっていくのではないかと考えられます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 丁寧な御説明ありがとうございます。大体わかりましたが、この保育士の処遇を上げるのはこれ県内一律に全部上げるということなんですよね。大分県内の保育士さんにみんな一斉に、要するにお給料を年間10万円くらいアップさせると。新しい保育士さんの獲得のためというよりは、今いる保育士さんの処遇を上げるというふうに考えていいんですか。

それとあと、その検査機器は臨床心理士さんが使うということですけど、由布市、今臨床心理士さんはどういうふうに委託していて、いつこれはやるんですか。例えば5歳児健診か何かのときに機器を持っていて、相談に来たお子さんを検査するんですか。どういうふうに使うのか。どういうタイミングで使われるのか。

○議長（工藤 安雄君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） お答えいたします。

第1点目は、これは全国的な、処遇改善につきましては全国的な取り扱いとなりますので、大体ほとんどの市町村がこの事業をするということになるかと思えます。県内では、九重町と姫島村につきましては公立の保育所しかありませんので、それ以外の市町村につきましては全部事業をするということになるかと思われれます。

それから、もう1点の臨床心理士の件ですけども、ことしから臨床心理士を雇い入れまして、月に2回程度来ていただいております。来年からは、本格的に臨床心理士さんをとというようなことも計画しているようでございまして、また5歳児健診につきましても、今現在準備段階に入っておりますけども、11月5日に5歳児健診の職員のスクリーニングの準備会を開催いたしました。それから、11月21日に保育園と学校関係ですかね、その説明会をしております。

それから、本日大分大学医学部の附属病院の小児科の泉先生による講座を庄内庁舎の3階の大会議室で開催を予定をしておるところでございまして、実際に使えるのは今後臨床心理士さんの段階で、5歳児健診にこういう子どもが、障がいがあると思われる子どもが発生した場合には、事前に検査をすることによって少しでも早い段階で発見することで、将来この子の発達状況に応じた支援ができるような仕組みづくりをしていきたいということで、発達障がいのこういう関係の機器を購入したいということで考えております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、10款教育費について、まず5番、鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 53ページの10款1項2の18ですね、これについてまた詳細な説明をひとつお願いします。

それと、56ページの10款3の4の1ですね。このように、また追加を補正される中にいつどのようにこういうふうになったのか、わかった時期を明細に教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（工藤 安雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安倍 文弘君） 教育総務課長です。お答えをいたします。

備品購入費の詳細な内容説明ということでございますが、これにつきましては由布市内の小学校、中学校の机と椅子の購入費でございます。これにつきましては、当初予算で前年実績の大体3分の1程度を予算をつけていただきまして、11月ごろまでに各学校に新年度の児童生徒に対する椅子の不足等を調査をいたします。その分をこちらで、教育総務課のほうで集計をいたしまして、12月補正の時期に不足数の精査と補正額を確定をいたしまして計上するものでございます。使用時期につきましては、先ほど申しましたが新年度からの使用ということになっております。

そして、次の予算がつかないとの報告のあった時期、経過の詳細でございますが、午前中の一般質問の際にもお答えをいたしました。これにつきましては平成23年6月に湯布院中学校の改築に伴う事業計画を提出をしております。これには平成24年度及び25年度の2カ年計画といたしまして提出をしたものでございます。

平成24年の12月25日以後にも、整備計画の見直しということで計画書を県のほうに提出しております。それに伴いまして、平成25年度の当初予算の編成に当たったわけでございますが、ほぼ同時期に平成25年にかかる交付対象事業は面積要件を要していないので、この分については交付対象から外すように指示を受けました。その時期が判明した時期でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） 今回の時期が判明した時期ですけど、その時期はいつですかということをお尋ねしたかったんですけど。

それともう一つ、それとその前の机、椅子というのがありますけども、今年度は湯布院中学が建てかえになり、また机、椅子が新たになっていると思いますが、また去年は由布院小学校がそういうふうな状況ではなかったかと、昨年だったですかね、そういうふうに廃校になったところがあるんですけども、何もかも新しいのではなくてそういうふうなものを使うというのも教育の一環だと思うんですけど、その辺はどうなっているのか、2つ教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安倍 文弘君） 教育総務課長です。お答えをいたします。

交付金の確定した時期ということでございますが、平成25年の2月でございます。

そして、机、椅子の分でございますが、当然由布院小学校、今回の湯布院中学校については、今回の補正の要求には件数が上がってございません。使えるものは使っていただくということで有効利用をした結果を受けての配分でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 25年の2月にもう予算がつかんってきたわけですね。私はそのころまだ教育民生におったと思うんですけども、説明を受けていたんかなと思ってちょっとまた私も帰って調べますけど、教育民生のほうにはもうその説明はしておるのですね。

○議長（工藤 安雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安倍 文弘君） 教育総務課長です。お答えをいたします。

教育民生常任委員会には、明日御説明をするという次第でございます。（発言する者あり）済みません、それ以前の委員会のほうには説明をしております。

○議長（工藤 安雄君） 次に、10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 同じ案件なんですけど、これ後から面積要件に満たないって言われたってこと、担当課長が一番理不尽に思っていると思うんですけど、面積要件とか最初から図面書いて申請するわけですよね。何でそのときに言ってくれなかったんだっていう、それはどう答えられるんですか。つくってみたらわかる話でなくて、事前にこういう図面で教室棟と実習棟等をつくってっていう数値も出している計画をちゃんと提出されていたと思うんですけども、その最初に計画をしたときに財源はつきませんよって、どうしてそういう審査が終わってから、でき上がってから来るのか、そのシステムの部分がちょっとどうしても理解できないんですけども、そこら辺は何か明確な説明があったでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安倍 文弘君） 教育総務課長です。お答えをいたします。

その件につきましては、計画当初から県に設計書の審査をしていただき、計画も双方で認識をしておいたものだと当方では思っております。その上で、やっぱり精査をされた上で、これはこの計画については交付対象にならないというふうなことでございますので、その分はもうお受けするという次第でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 教育次長。

○教育次長（日野 正彦君） 教育次長です。午前中、溝口議員さんの一般質問で教育次長答弁ということで申し上げましたけれども、23年の6月に最初の整備計画を24年度と25年度、2カ年計画として県のほうに整備計画を提出しております。そのときに、審査を受けております。

それで、オーケーということで工事に24年度の夏ぐらいですね、かかっております。もうその後の、先ほど課長が言いましたように25年度の当初予算12月くらいになります。その25年度分についても25年度の当初予算、12月編成時期に上げております。

ところが、25年の2月末から3月にかけて県のほうが、この分25年度分は該当しないということで言ってきたわけです。私どもも、最初はそういう24年度、25年度で整備計画を上げておりますので、当然25年度ももらえるつもりで25年度の当初予算に計上いたしました。もう25年の3月くらいですから、当然当初予算の議会に提出するというので議案書もできております。うちのほうはそういう状況でしたので、県のほうにそれはおかしいということで、最初の整備計画のどおりに認めてほしいということで協議を重ねてきました。

そして、9月10日に確定通知ということできましたので、その間私どもは一体の工事、武道場とかグラウンドとかの今後の計画もありますし、含めたところでそういった当初の計画を認めてほしいということで交渉してまいりましたけれども、結局県のほうがやはり該当にならないということで、9月に確定ということになりまして今回こういう形になりまして、私どもも大変その辺で確認しなかったのが悪いかと思っておりますけれども、一応1年半くらいたってからのことで、もう既にそのときは完成しておりますし、予算編成時期にはもう2階ができ上がっているような状況でしたので、いまさら工事をやめるとか、改築じゃなくて補強という形にはできなかったもので、こういう状況になった次第です。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 大変御心配をおかけしたわけですが、教室棟と実習棟なんです。文科省は0.7以下については補強はやるべきだという大前提がありました。それで、実習棟については0.3ですから、これはもう完全な建てかえをやるべきということの中に入ります。それから、教室棟については耐震強度が0.43なんです。築後46年経過しています。そして、その建物が実習棟、教室棟とも御存じのように一体とした建物ですから、これをやはり建てかえということで計画を上げ、県に対して申請をしたということです。今、次長、それから課長が言いましたように、県と市との折衝とか、そういったものをもうちょっと密にしなきゃ悪かったという面は反省材料としておわびを申し上げたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） これで、議案第90号についての質疑を終わります。

日程第22. 議案第91号

日程第23. 議案第92号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第22、議案第91号平成25年度由布市介護保険特別会計

補正予算（第3号）及び日程第23、議案第92号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

日程第24. 議案第93号

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第24、議案第93号平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。5番、鷲野弘一君。

○議員（5番 鷲野 弘一君） この調査費については、もう先に説明がありましたので大体わかっておりますが、今回この地下水を取水源として探すというふうに説明があつておりますけども、この場合に水道課長お尋ねしますけど、幾つくらいこの井戸が必要になるのか、これを教えていただきたいと。それと、旧挾間時代に朴木に確保しました水源は現在どのように活用されているのか、それについてもお願いします。

また、前にも予算をつけ水路調査を行いました元治水の水路、これは使えるというふうに説明はたしか受けていたんですけども、その後どのように検討されたのか、また水源が確保等に歩かれたのか、これについてちょっと答弁をお願いします。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（友永 善晴君） 水道課長です。お答えいたします。

まず、今回の電気探査の件ですけども、今回の電気探査で一応地下水脈がある地点を探索します。この調査は6カ月くらいかかります。期間として。

次に、実際に地下の用水量、そういうものがあるか、それから地下水の深度ですね、深さ、それから水質等を確認するためにボーリング掘削を行います。これがおおむね5カ月くらいかかると想定しています。一応来年度末に、この水源の水質とか水量が確認され、水源として適正かどうかというのが確認されると想定しています。

次に、朴木井路の件ですけども、朴木井路に関しましては平成17年3月18日に朴木井路組合と当時の挾間町で水使用の契約を締結しております。一応、この契約では通常1日2,500立方メートル、2,500トンの水量を使用するというので、最大上限が4,000トン、これは協議により4,000トンまでは使用可能となっておりますけども、かんがい期にはこれ4,000トンも使用することはちょっと難しいと考えております。この朴木井路との協議も今後していきたいと考えております。

それから、元治水井路の件です。平成23年度に、上水源の水量調査ということでこの調査を行いまして、元治水井路の第2幹線から取水することが有力ということで、この調査結果となっております。これまで、この協議はちょっとしていないんですけども、今後、この水源探査と合

わせて一緒に協議してまいりたい、関係機関と協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） さっきの地下水で、この6カ月間で一応、電波探査をまずすると。残り後、来年度末までにボーリングをするというふうに言われました。ボーリングに関しては、またこれ別予算になるんですか。

それと、今挾間の水がない、悪いというふうに言われている中で、一応確保しているこの水路があるじゃないですか、この水路においてどのように活用している、今はまだそういうふうに今言われましたけど、本当はもう活用しないと悪いわけなんです。川の水よりも上のほうがいいということで、活用もしていないのに、なぜ新しい水源を探すのかと。あるものをまず活用するのが先じゃないかと。

それと、前にも予算をつけ水路調査を行ったと。これはトンネルの岩盤が強いかわるいのかの調査をしたと思います。その後この水源をどこにあるかというふうに今言っていると思うんですけども、まずこういうふうなものを予算今までつけてやっているものを、まず確認をしないうちに何で新しいことをするかということなんです。課長、どういう考えでこのような新しいまた考え方を出したのか。

水が悪いからという大会を行われたから、何かの形で逃げないと悪いということで、こういうことをしたのか。まずやはり今あるものを、今実験して探そうとしているものをなぜ活用しないでこういうふうな新たなものばかり探すのか、ちょっとそこを明確に教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（友永 善晴君） 水道課長です。元治水井路に関しましては大分川の水利権というものを新たに取得しないといけないと考えております。水利権につきましては、かなりの期間がかかり協議関係機関も元治井路のほかにこの共同井路を、水路を利用しています大分県の企業局、それから別府市の水道局等の協議が必要になってきます。それからまた大分川の下流域で水力発電に利用しています九電等の協議も必要となってきます。朴木井路に関しましては、1日の挾間町全体を賄う水量がちょっと見込めないということで、今回、水源探査はまたいろいろな水源の確保を確かめるということで調査費用をつけた次第でございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 鷺野弘一君。

○議員（5番 鷺野 弘一君） 私はまず朴木の水路を確実なものにすると。それで、それがどれだけ来るかというまず一つの試算を出してもらいたい。それで、次に前にも予算をつけて水路調査をしました。この水源についても水利権、これについても本当にあたっているのかどうかまだ

わかりませんので、こういうのをまずあつた上で本当にできないのならできないということで新たなものに入るのはいいんですけれども、予算をただ新しいものをつけてすれば、それがもう皆さんの期待をさせるようなことやなくて、一つ一つまずやっていくことが大切やないかと思しますので、本当にこれ、元治水1つにしてもまた朴木の水路にしても本当にする気があるのかどうか、そこを教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 水道課長。

○水道課長（友永 善晴君） 水道課長です。元治水それから朴木井路ともに今後協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

ただいまの議案第73号から議案第93号までの議案21件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩します。

午後4時40分休憩

.....

午後4時41分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） お諮りします。本定例会開会后、新たに陳情1件を受理しております。

ついては、この陳情1件を日程に追加し追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情1件については追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、請願・陳情についてを議題とします。議会事務局長に陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（秋吉 孝治君） それでは、お手元に配付しております陳情文書表によりまして朗読いたします。なお、陳情者の敬称は略させていただきます。

受理番号4、受理年月日平成25年12月6日、件名、由布市湯布院町塚原における外資系企業による大規模土地購入と大規模太陽光発電（メガソーラー）開発に関する陳情書。陳情者住所、

由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名、藤澤桂子。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいま議会事務局長が朗読いたしました陳情1件については、会議規則第141条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月17日午前10時より委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後4時43分散会
